

厚岸町議会 平成19年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成19年3月14日

午前10時00分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまより平成19年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の33ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税より進めてまいります。

14番。

- 田宮委員 新型交付税ということで、今年度から地方交付税のあり方が若干変わるようでありますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

1つは、この基準財政需要額のうち、幾つか算定項目が変わると。市町村の場合は、53から36に算定項目が減るといことのようにです。具体的には詳しいことはわかりませんが、

そこで問題は、総務省は算定項目は減らされるけれども、さまざまな配慮をするというふうには言っているようでありますけれども、しかしこの交付税の算定は人口と面積を基本にして算定されるわけですよ。そうなりますと、やはり実際の行政需要との乖離というものが生じてくるのではないだろうか。条件不利地域の自治体への地方交付税の配分が減ることではないだろうかということが心配されるのではないかと思います。実際の算定は、7月の自治体ごとの交付税確定を待たないとわからないと思いますけれども、この辺のことについて財政課長の方である程度お見通しはあると思うので、おわかりのお話いただきたいと思いますが。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、第1点目の基準財政需要額の費目の範囲でございます。委員おっしゃいますとおり、現在30数目ほどございます。そのうち、いわゆる新型交付税という呼称を使っておりますが、総務省としては法案の改正に伴いまして包括算定経費というような言い方をしているようでございます。委員ご承知のとおり、交付税には経常経費、投資的経費でございます。経常経費にかかわる企画振興費、その他の諸費、この人口と面積、それから投資的経費の都市計画費からその他の諸費まで15費目、これらについて包括算定経費、いわゆる人口と面積によって算定がえをするということになっているようでございます。

ただし、このうち今申し上げた経常経費の2費目と投資的経費の9費目がすべて人口、面積としてされるのではなくて、個別算定経費として従来型として残る算定費目もござ

います。したがって、すべて言われた費目が人口と面積になるということではないような制度として今考えられているようでございます。

それから、この新型交付税について総務省なりが示したことにつきましては、委員ご承知のとおりいわゆる骨太の方針2006の閣議決定、平成18年7月7日の閣議決定をもって新型交付税の導入をするというようなことが決まったことが発端でございます。その中においては、基本的な仕組みとして算定の方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性。この予見可能性というのは市町村が、いわゆる交付税が幾ら来るのかという推計をしやすくすることを高めるため、そういう観点から人口と面積を基本とした簡素な算定方法を新型交付税として19年度から一部導入するという制度設計を行うということから始まっているようでございます。

その際におきまして、4点ほど国の方では考えておられるようでございます。まず、国の基準づけが例えば過疎債辺地債、公債費につきましては交付税措置をするという縛りのあるものについては、人口、面積に換算しないと。それから、人口規模それから宅地、田畑、それら土地利用形態の行政コストの差、例えば山が多い地域だとか、畑が多い地域だとか、そういうことは当然あるわけでございます。それらについても、当然反映するようにすると。それから、算定項目の統合でございますけれども、約3割程度を削減するというようなことを考えているようでございます。これは、いわゆる15兆円のうち、将来、3年後に5兆円をと現在のところ言われているところでございますが、それに相当する割合だと。それから、4点目として、離島それから過疎、真に配慮が必要な地方団体について対応する仕組みを講ずると。これにつきましては、具体的な費目として地域振興費という費目を新たに設けるというようなことで、今作業を進めているようでございます。

いずれにしても、この人口と面積がすべての費目に対して将来行われるということには現在なっていないようでございます。あくまでも現在の情報では、15兆円のうちの5兆円、それを3年間に基づいて順次導入していくということで、いわゆる新制度でございますので、この導入の仕方が3年間されたときに、実際に総務省なり国が考えているように、地方が予見可能性が高まるのか、そして簡素化になるのか、その辺はせんだつての音喜多議員に対する一般質問にご答弁申し上げたとおり、不透明な部分がありますということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 問題は、いろいろなことが言われるんですけども、あなたがということではなくて国がね。言われるんですけども、基本的には地方交付税そのものを減らすという方向ではないのかというふうに思うんですよ。地方交付税というのは、自治体にとっては命綱でありますから、これが減らされれば大変なことになるわけです。税収が厚岸町でいえば16億程度、もうこれはそれ以上ふえるというようなことは考えられないわけです。減ることはあってもふえないと。どうしても、地方交付税が唯一の命綱になると。国の意向で、地方分権といいながら、そのところが無視されて地方交付税が一方向的に減らされるということは我慢がならないというふうに思うんですよ。やはりそういう点

は、町としても国に強く要望していく必要があるのではないかと思います。そういう点で、この7月に向けて見通しを見極めながらやっていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、いろいろな報道、例えば国会審議の議論の中でも、与野党のいわゆる政府の中でいろいろ審議がなされているようでございます。いろいろな情報を集めますと、国は税源移譲にも絡めまして地方の税収をふやす、この地方の税収をふやすということは基準財政収入額がふえると、これは何を意味をするかといいますと、不交付団体がふえてくるということも意図されているようでございます。

したがって、委員ご指摘のとおり、国は交付税をふやすということよりも、むしろ地方の自由度を高めながら、なおかつ交付税をできるだけ減らして地方の自由度を高めるというようなねらいも裏にはあるようでございます。したがって、そういうことから考えますと、何度も繰り返しになりますが、今後、交付税がふえるということは簡単に期待できるものではないというふうに考えてございます。

それから、国に対しての要望につきましては、せんだって町長の方から音喜多議員に対する答弁に対して申し上げたとおりでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 他に1目地方交付税ございますか。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。12番。

●谷口委員 2節児童福祉費負担金の広域入所って、これは何なんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

町内には、真竜、厚岸、宮園という認可保育所がございしますが、保護者の職業の状況により等、例えば標茶町に仕事で行かなければならないというようなときに、標茶町の保育所にお預かりいただくための広域入所制度を管内で協定しておりまして、その中の

取り扱いとなります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 対象者がいるということなんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 年度当初では、今のところ対象者はいない。とりあえず、1,000円を計上させていただいたということでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。1目他にございますか。
14番。

●田宮委員 お願いがあるんですが、保育所の徴収金の基準額表、国のやつはわかりますけれども、町の基準額表について後で資料としていただきたいと思うんですが、今でなくていいですよ。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ご用意させていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 他に1目ございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
2目衛生費負担金、3目農林水産業費負担金。
14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料ありませんか。
12番。

●谷口委員 生活館の使用料、今、湾月だけかなと思うんですが、使用実績をちょっと教えていただきたいと。
それから、児童福祉使用料の今年度、尾幌保育所がないんですが、尾幌保育所はどういうふうになっているのかちょっとお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。
今、尾幌へき地保育所のことについてでございます。へき地保育所は、ここに記載の

とおり平成19年度は床潭へき地保育所並びに太田へき地保育所ということで計上させていただきます。18年度まで、加えて尾幌へき地保育所、3へき地保育所として運営してまいりました。昨年12月に、この尾幌の子供の数が減ってきている状況で、12月の時点で次年度3人の入所ということになった関係で、今年度、へき地保育所の運営がなかなか財政的に厳しい状況から、地域の保育所運営という形に移行する形で考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 湾月生活館の使用状況でございますが、まだ18年度実績出ておりませんので、17年度でお答え申し上げますが、全体の使用件数としては37件であります。例年、有料使用、無料使用含めてこの程度でありまして、有料使用につきましては年間2件ないし3件ということで、19年度当初におきまして1,000円の計上をさせていただいているところであります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 37件の使用ということですよ。そうすると、大体これは、今年度中はまだ集計できていないといいますけれども、12月までの利用実績だとか、そういうのを見てもこの前後というふうに見ていいですか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） おっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 結果的に、この30数件、40件前後なのかなというふうに思うんですが、年間通せば365日あるわけですからけれども、37件ということになると年間通して1カ月ぐらいの使用ということですよ。そうすると、この利用が、せっかく施設がありながら30数件の利用しかないというのは、その原因はどういうところにあるというふうに押さえていますか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

開設当時ですと、施設も新しいこともありますが、地域の活動を支える地区集会所の機能そのものは非常に大きな効果をもたらしたんだろうというふうに思っていますし、その時点の利用状況はつかまえておりませんが、かなりの利用がされていると。委員おっしゃるとおり、近年、生活館に関しては利用が少なくなっているということにつきま

しては、文化活動にせよ、いろいろな利用できる施設が出てまいりまして、必ずしも湾月生活館でなくてもいいという団体も出てきましょうし、地域だけではなくて全体にまたがった活動に拡大をしていくことによって、必ずしも一番端にある生活館ではなくても活動できるのではないかというような事情もそれぞれあったんだろうというふうに思いますが、そういう意味で中心的には自治会でありますとか、お祭りの利用というものが中心になっていると。

有料に関しましては、そんなに件数多くありませんで、特定の方々が毎年、年に2回ないし3回利用をされているという状況であります。そんな状況で、私どもは他の施設から見ると、少し利用が少ないのかなという認識ではおります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 この施設の今後なんですけど、大幅改修だとか、そういうことを進める中で利用をふやしていくとか、そういうことを見込むことはできるのか。今後の運営についてどういうふうに考えているのかお伺いしたいんですが。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

現時点で、湾月生活館の改修あるいは改築という計画は持っておりません。18年度も部分的に改修といいますか、修繕を行いながら利用をしているところでありまして、建物自体が生活館という位置づけの中で建てられまして、その後、地域の集会機能をということで利用をしてきているわけでありまして、使用に耐えない状況になってきたという時点では、地域の利用の状況も含めて地域とご相談をさせていただきながら、どうしてもそこに必要な施設なのかどうか、あるいは他の施設の利用で可能なのかどうかということも含めた中で、地域とよくお話をさせていただきながら進めることになるだろうということ考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 課長がおっしゃっているんですけども、利用に耐えられなくなったような段階で、もう老朽化が進んでしまってから地域と相談するというのではなくて、これだけ今利用が落ちているわけでしょう。そういう段階で、やはり地域のコミュニティ施設として、町として管理運営しているわけですから、そういう点でいえば、それらについて地域ときちんと話をする中で、必要なものであれば一定の補修だとか、使いやすく改修をするとか、そういうことも含めた日常的な地域との対応が必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。そうでないと、この施設ますます使用することが少なくなってしまうのではないのかなというふうに思うんですよ、どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

あそこの施設は、床落ちでありますとか、玄関入り口の外壁が傷んでいるというようなことも含めて、近年、ここ3年程度の中で修繕工事をやってきております。中でも、建物の部屋の床落ちにつきましては、町内にあります家づくり協会のご協力をいただきながら、無償で修繕をしていただくというような対応も、この間ございました。

委員おっしゃられるのは、あそこの施設を利用して地域が、あるいは町内の方々がいろいろな利用展開をしていけるような施設の見直しをすべきではないのかということも含めて、大きな意味でのお話だろうというふうに思いますが、先のお答えの中で言葉足らずな部分もございましたが、現状の利用のあり方、それから地域の利用のされ方、あるいは地域からの要望等も含めて、建物が使えなくなった時点ではなくて、どうあるべきかということについて私どもも地域とよくお話を、今の段階からしていく必要があるのではないかとのご指摘でありましたので、その辺含めて検討をしていきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 2目民生使用料、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3目衛生使用料、4目農林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、ありませんか。6目土木手数料、7目教育手数料。

3項1目証紙収入、ありませんか。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、3目教育費国庫負担金、ありませんか。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、7目消防費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、9目山間地振興事業国庫補助金、ありませんか。

3項委託金、1目総務費委託金、2目民生費委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2目衛生費道負担金。

2目道補助金、1目総務費道補助金、2目民生費道補助金。

14番。

●田宮委員 福祉灯油の購入事業、平成18年、実態はどういうふうになっていきますか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 平成18年度においては、約350人程度の利用になっている状況でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 平成18年も60万円です。350万円というと、1人当たり幾らなんですか、1世帯当たり。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 当初予算では、実は84円という灯油の単価を見ておりますけれども、これは例年単価変わりますが、60リットルというふうに規定しておりまして、それを約5,040円という形になっております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 5,040円。すると、福祉灯油については、対象者に対して5,040円ずつ支給していると、こういうことですね。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 単価は変動しますが、60リットルを基本といたしまして、この単価変動に対応していくということでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 そうすると、平成18年度は350人掛ける60リットルと、こういうことでいいわけですね。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） おおむねそのようになっております。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3目衛生費道補助金。

14番。

- 田宮委員 乳幼児医療費の補助金、これについても対象者であるとか、内容について。
- 委員長（室崎委員） 町民課長。
- 町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

乳児医療費につきましては、対象者、ゼロ歳から就学時前までということで、18年度現在、対象者は565名でございます。

基本的には、町の条例に基づく事業であります。北海道の補助をこの予算の中でも見させていただいておりますが、細かい部分は別にしまして基本的に道と町が2分の1ずつ負担をするという制度でございます。
- 委員長（室崎委員） 14番。
- 田宮委員 565名に対して、道の補助金と、それに町の補助金を合わせて支給していると、こういうことですね。これ額は幾らなんですか。
- 委員長（室崎委員） 町民課長。
- 町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

19年度当初で見えております乳児医療費の額であります。医療費分としまして1,958万4,000円という数字を見ておまして、そのうちこれの2分の1ずつという計算ではなくて、実は高額医療の該当をした分については別途、財源が発生するものですから、その分を差し引いて残りの2分の1ずつを負担するという方式になっておまして、道につきましてはここに計上させていただいております948万6,000円ありますが、町負担としましては949万8,000円、町は2分の1にはなりません。端数の部分で町が949万8,000円の負担ということで当初予算で見ているわけがあります。
- 委員長（室崎委員） 14番。
- 田宮委員 大変大事な事業なんです。町は、このことについて取り組まれて出しておられるわけですよ。中身について、もう少し補助の基準であるとか、どういうふうな出し方をしているのか、もう少し具体的に内容を話してください。
- 委員長（室崎委員） 町民課長。
- 町民課長（久保課長） 補助の基準につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、係る費用から対象外の費用が発生すると。医療費に関しましては、高額対象分については戻る財源がありますので、その財源を差し引いた中で道と町が2分の1ずつ、補助制度ですから、北海道が2分の1を補助しますよという制度であります。

乳児医療制度そのものの助成のお話であります。対象年齢は先ほど申し上げました。自己負担で申し上げますと、3歳未満児につきましては初診時の一部負担、いわゆる内科ですとか外科ですとかという、医科というふうに言っておりますが、医科の場合については580円を負担をしていただく。それから、歯医者さんについては510円を負担をしていただくことで、残りは乳幼児医療費の助成の対象になるということになります。3歳未満児以外に、6歳未満であっても対象世帯が町民税非課税世帯の場合については、3歳未満と同様に初診時の負担のみで、残りは制度で助成をするということになります。

町民税課税世帯の場合であります。こちらは先ほど言いました初診時負担のほかに1割負担というものがございます。1割負担をしていただいて、保険給付との差額分について助成制度で助成をさせていただくというのが制度の中身でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 これは申請ですか。該当者が申請をして、それに基づいて支給すると、こういうことになっているんですか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 医療費の助成の手続であります。制度の基本は今、委員おっしゃるように1回負担をして、かかった費用のうち、例えば一部負担を負担する方については残りの分を返してくださいという手続をするわけです。厚岸町はというより、管内の町村も足並みそろってまいりましたが、申請をしなくても戻るようにということで、私ども現金給付という言葉を使って扱っておりますが、医療機関で負担していただくのは、例えば初診時の一部負担だけの方は、その額だけでよろしいと。残りについては、医療機関と厚岸町が請求書のやりとりをして、額を確認をして給付をするということになりますので、基本的には申請行為というのは出てまいりません。

ただ、受給者証を持たないで受診された場合ですとか、旅行中に緊急に道外で受診をされたというようなケースも出てまいります。そういうケースにつきましては、申請によって手続をしていただくということになりまして、申請の際には支払った領収書の添付などもお願いをして手続をしているということになります。この申請による後払いの件数そのものは、全体量からいいますと、ごく微々たるものでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 そうしますと、町内外で現物給付で行っているんですね、結果的には。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） おっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 3目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

4目農林水産業費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、3目衛生費委託金、4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金、6目土木費委託金。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

15番。

●佐齋委員 ちょっとお聞きしたいんですが、きのこ生産住宅、昨年度より56万円ふえていますけれども、その説明をお願いします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 昨年まで空き家が10戸のうち4戸ございましたが、1戸入居されたことによります収入の増ということでございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 これはあれですか、ちなみに月の家賃は幾ら。そうすると、4戸でしたから3戸はまだあいているということですね。月の家賃はどのくらいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 入居から3年間、新規就業者に限定されている制度でありますけれども、入居から3年間は月額2万円、それから3年から5年までは3万円、5年以上の方については月額4万円の入居費用でございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 今回のこの56万円は、どういうお金ですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 新規の就業者ではございませんので、月額4万円をいただいております。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 これ単純に割っていくと、割り切れないんですよ。4万6,667円なんですけれども。これは半端出るということはどういうことですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

数字的な半端でございますけれども、今、産業振興課長の方から月の値段を説明しましたけれども、入居に当たっての期間によって4万円、それから3万円、2万円と値段が変わってまいりますので、それが入居した時点からの年でございますので、一概に1年間で一律4万円とかという数字でもございませんで、途中から変わっていると、それを合わせた中での56万円というような形になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 貸地料についてお伺いをします。総務委員なものですから、知ってなければならぬことだと思うんですが、何筆あって、1地当たり幾らなのか、その場所によって違って来るのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

貸地料の関係でございますが、官公庁では6件、それから一般では120件、あとはNTT 261件、北電794件、それから石山の関係で6件、以上でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 北電は電柱ですね。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 電柱でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 貸地料は……

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 北電の貸地料金でございますけれども、134万8,696円を計上してございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 いや、北電だけでなく全体さ。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） それぞれの貸地料の金額でございますが、官公庁でございますが、これは140万9,809円、それから一般でございますが、485万4,139円、それからNTTが19万1,640円、それから北電が今申しました134万8,696円、それと石山の関係の6が304万9,746円、以上でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 しゃべられたんでわからないわ、資料で出してよ。

●委員長（室崎委員） 建設課長、答弁して。

●建設課長（佐藤課長） 後ほど、資料で提出したいと思いますので、お願いします。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

8番。

●音喜多委員 今年度、石と立木の売り払いを見ておりますが、町有地を民間に売却ということで、ここ数年やってきておりますが、18年度は最終的に幾らになったのか。そして、19年度は今のところはもう見込んでいないという予定でいるのか、あるいはそういった住宅地というか、売れるような土地がもうないというふうに見えていいのか、その状況についてはいかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

町有地の売り払いの関係でございますけれども、これは平成14年度から応募により公募をして処分をしております、その売り上げの状況でございますが、平成14年度から18年度までの公募に供した土地は24筆でございます。面積が3万266.55平米でございますが、売り払われた土地につきましては7筆、面積が3,205.6平米、金額にしまして2,807万100円、売り払いがあったところでございます。

ただ、18年度につきましては、今まだ数字が変わってきておりますので、まだ精算してございませんので、その辺ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

●音喜多委員 新年度は。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） すみません。

それから、平成19年度の予定でございますが、今ご説明申し上げました売り払いに出しているところが、公募しているところがまだ全部完売してございません、残っております。これらにつきましては、再度公募をかけまして売り払いをしていきたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 14年度から大々的というか、大々的であるのかどうなのかちょっとわかりませんが、今日の財政困窮の一端として、町有地の売却を進めてきたわけですが、実際には7筆しか売れていないと。これは想定していた以上に収入がなかったのではないかなというふうに思うんです。

当初、予定していたこの3年あるいは5年の中での実績と、予想されていた思いとどういような開きというか見解があるのか。私から見ると、思ったより売れていないなというか、そういう適地がなかったのかどうかということ。

それから、なおかつ残っていると、売りたいけれども売れないという状況で、19年度予算上も計上できないんだらうし、また果たしてそれが売れるかどうかというのもあるのではないかなというふうに思いますが、18年度というか、今年度はもう最終的な段階で、残っているのはどのくらい。改めて再販売というんですか、そういうふうに考えている筆数と土地の面積はどれくらい予定されているのか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 平成14年度当時から、公募をかけまして処分を行っておりますけれども、なかなかすべてが売れないと、残っているわけでございます。その辺の見解の、何か開きがあるのかということでございますけれども、私もこれを見ますと、話を聞くのは値段がやはり折り合わない、ちょっと高いのではないかと、そういった声

を聞いております。それがまず第一であるのではないかと思います。

それと、やはり町の中、そういったところでもなかなか欲しいと望まれる方も減ってきております。中には、ここがいいのではないのかということでお話はくるんですけども、やはり最終的には値段が少し高いというような話を聞いてございます。

それから、残っている部分でございますけれども、今現在、先ほど公募しているところは、まだ面積的には2万7,060平米くらい、それから筆数でいきますと17筆は残ってございます。そのほかにも普通財産、売り払いができるのではないかとこのところもございます。また、貸し付けしているところも現にありまして、それらも売り払い、今使われている方が買いたいというような話も、今現在進んでいるところでございます。基本的には、今17筆残っておりますけれども、まだ数字的にはありますけれども、数字的なものは総体的にはちょっと今この場では押さえておりませんが、数字が変わってまいりますので、押さえておりませんが、現在ではまずは17筆、ただそれはまだまだふえてくると、貸しているところも売り払いしてくださいという話もきていますので、その辺は流動的になりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 よくわかりました。

現状的には、今言われたように他路線との価格が折り合わないというか、現実には欲しいという人が少なくなってきたと。そういった中で、まだまだ残っていますよと。一時的には、かなり町の財政立て直す意味でも、積極的に売りたいという意向があったようですが、今の現状を聞きますと、何と云うんですか、かなり課題が残っているような気がします。我が町としては、積極的にこれから売るという考えか、あるいはこの現状を見て、この程度で終わりかなというふうに認識するのか。これらの土地の売り払いの価格も見なくても、財政的には何とかやっていると云うお見通しなのでしょうか、その辺ご見解伺いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

町有地の売買でございますけれども、積極的に売ることかどうなのかということですが、こういった未利用地の財産が残っている、これはやはり積極的に売り払いしていきたいと、そういうふうに考えてございます。

ただ、値段的なものを考えますと、正規に土地の評価をして、それが値段として決まっておりますので、それを一概に値段を下げたり上げたりすることはちょっと難しいということがございます。どうしても単価的には正規な評価をした値段となりますので、ただそれに対しても、また違って方法がないのか、これからまた内部の中で検討しながら、できるだけ早い方法はないのか検討していきたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
2 目生産物売払収入。
2 番。

- 安達委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、この菌床の収入6,180万何がし、玉数としてどのくらいになるかですけども。
それから、町内の需要がどれくらいなのか、町外がどれくらいなのか。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 19年度の、新年度の菌床のことです。19年度では41万玉を見てございます。ちなみに、平成18年度の見込みにつきましては45万6,000玉でございまして、この19年度の48万玉の地元については40万、それからその他につきましては8万玉を見越してございます。
以上でございます。

- 委員長（室崎委員） 2 番。

- 安達委員 これはあれですか、町内の生産者が順調に引き取りされておりますか。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 順調に引き取りをされてございます。18年度の見込みにつきましては、地元につきましては37万6,000玉を見込んでおりますが、本年度予算についてはさらにアップをいたしまして、40万玉を予定しているところでございます。

- 委員長（室崎委員） 2 番。

- 安達委員 課長は今、順調に引き取られているということなんですけれども、当初、この菌床センターを立ち上げて、販売に入る段階で生産者とセンターとの間に約束事というか、契約を交わしているわけなんですけれども、その契約に基づいて順調に取引されているということなんですか。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 培養期間の非常に長い新種に皆さん移行を現在されてございます。それで、センターのバイオハウスそのものも収容がきつくなってきている状況

に現在ありますので、生産者に当初の計画どおり引き取っていただくようお願いをしているところでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●安達委員 お願いしているのではなくて、当初の契約というのは、まだ履行されているんですか、それともいつの間にか無効になったんですか、この辺ちょっともう一度確認したいんですけれども。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 基本は従前と変わってございません。ただ、菌床の新種が長期培養ということでございますので、少しずつずれてきていることは確かでありますけれども、今後、引き取りの早期促進につきまして関係者とも協議してまいりたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2番。

●安達委員 これはいろいろ難しい問題はあるんですけれども、問題は当初の契約、これは一番大事なことなんです。ということは、1つの例を挙げますと、生産してから60日以内に生産者が引き取るという1項もあるはずなんですけれども、ここが一番大事なところなんです。60日以内というのは、決してだてにつくった数字ではなくて、一番移動するのに適切な時期ということで60日というふうに設定されているんですけれども、これがいつの間にか契約を度外視した形で取引されているのが現状だろうと思うんです。

それで、当初の契約に基づかない取引というか、引き取り方をしているものですから、弊害がいろいろ起きてきているはずなんです。その辺、課長あたりも耳にしていると思うんですけれども、やはりそのぎりぎり、5カ月、6カ月までセンターの培養室でもって培養する。そうすると、確かに培養経費は生産者はかかりません。しかし、それによって自分のハウスに5カ月、6カ月たって持って行って、異常発生してみたり、それから今、課長がどこまでご存じで、わせ菌だとか言っていますけれども、持って行って今は細菌の発生方法が2通りあるんです。

1つは、従来どおりに2カ月以内に自分のハウスに持って行って、そして8カ月後に発生させる。これが従来型の発生方法なんです。これが基本なんです。ところが、最近はずりぎりまでセンターのハウスに置いて、それで完全に玉できてから持って行って皮をはぐと。そうすると、異常発生したり、異常発生しないにしても、そういうキノコが非常に市場で嫌われて、これが単価を低迷させる1つの大きな原因にもなっているわけです。だから、厚岸町は生産者のことを考えて、そのようなことをやっていただいているんですけれども、逆に生産者の生産高の足を引っ張るといって、そういうような現象が起きてきているわけです。この辺、十分考えていかないと、大変なことになっていくんです。

だから、従来の基本的な形で発生させている生産者の評価、市場の評価は北海道一と
言われているんです、上尾幌のキノコは。それだけすばらしいブランドになってきてい
るんですけれども、やはり皮むいてむき出しという発生法だったんですけれども、そう
いう形で発生させているキノコについては、もう要らないよと、市場でもですね。なし
て要らないかという、たなもちが悪いんですよ。非常にたなもちが悪くて、もう要ら
ないよとまで言われてきているんです。この辺をやはり十分留意して、菌床の引き渡し
も考えていかないと、生産者のことを思いながらやっていっているのが、逆に足引っ張
りしてしまうというか、そういうことも考えますので、これはひとつ十分注意していた
だきたいなということと。

それから、従来どおり約束した2カ月以内に持っていっている生産者の中から、今灯
油が高騰してしまって、培養管理費が非常にコスト高くなっているんですよ。そういう
ことで、ぎりぎりまで持っていっている菌床センターに預かっておくということについ
て、きちんとした生産者からやはり苦情きているんですよ。大体、1カ月ちょっとで、
そういう人は持っていくんですけれども、そうするとあと4カ月、5カ月、自分のとこ
ろでもってコストをかけて培養していかなければならんと。片方の方は、ぎりぎりまで
置いておくと。そうすると、やはり相当の価格差が出てくるわけです、管理費の。そう
いう面で、もう少し単価でもって、その辺を何とかならんかという生産者の苦情が最近
は随分多いんです、私の方にも。だから、その辺も含めて、きちんとした対応というか、
対処をしないと、まずいなというふうに思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご意見でありますけれども、私どもといたしま
してもトラブルを未然に防ぐためにも、さらには不公平の是正ということも念頭に置き
ながら、皆さん全員というわけではありません。必ずしもそうではなくて、一部の生産
者の方が基本線からずれているという実態もあるということでもあります。基本線を守り、
今後現場も守るように、これまでも現場も努力をしてきているわけでもありますけれども、
今後より一層、今ご質問者のご提言を受けとめまして、今後とも生産者に指導をしてま
いりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 シイタケの売り払い代、それからカキ種苗の売り払い代、昨年からいくと
かなり落ちています。これひとつ説明をお願いします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、シイタケの売り払いの関係であります。確かに、委
員ご指摘のとおり昨年は375万円の予算であります。本年は200万円、175万円の減額とい
うことあります。これらにつきましては燃料費の高騰と、その他諸経費が非常にふえ

たことによりまして、収支のバランスを保ちたいという内容であります。現在、このシイタケの売り払いにつきましては、主にロス玉の有効利用ということと、それから短期の培養の品種、あるいは長期の培養の菌床の品種、これらの培養試験あるいは栽培試験等、これらも兼ねてございますけれども、実は人件費あるいは燃料費、運賃、その他消耗品等が平成17年ですと収入に対する支出が大体8割程度までだったんですが、さらに平成18年は悪化をいたしました。10%以上、11%ふえまして91%ということであります。ちなみに、その収入に占める割合が高くなった関係で、これらの収支のバランスを保つということをごさいますして、縮小ということでは、そういう考えではなくて、業務を絞り込んで収支の悪化を防ぐと、そういう意味で今回、菌床数を少し、新しい品種の試験に限定したということで、このような予算計上になったということをご理解願いたいと思います。

それから、カキの種苗の売り払い代であります。この減額についてであります。実は組合そのものがまだ計画の現在段階でありまして、昨年10月から11月にかけて組合で取りまとめた計画書について、計画書を出していただいた種苗数が現在289万5,000という数でありました。来月、正式な購入申請を出してもらおうということになってございますので。それと、昨年の秋、種苗が107万追加で買った人が相当数おられますので、今後、そういった2つの理由で、今回まだ途中でありまして、この数字もこれからかなりふえることが予想されますけれども、とりあえず昨年の11月段階での取りまとめ数字をこの予算に計上したという内容でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 それでは、シイタケの方はあれですね、売った後のロス玉を利用してやっているということですね。それとあと、少しでもいいものといいますか、新種のあれを試験的にやると。ただ、別に町はシイタケでなくても、菌床でもってもともとつくったものですから。ただ、それが経営を圧迫するのであれば、別にやらなければやらなくてもいいということですが、ただロス玉やら、新しい技術を開発するとなれば大変結構なことだと思います。

それから、カキについては最終的には前年度並みにいくということで理解していいんですね。

それと、漁業者さんから聞きますと、去年45件から減って39件だと、その原因です。例えば、カキ全体で100件ちょっとですか、厚岸の業者がいると思うんですよ。それが大体3分の1しか、前の議会でも同じになるんですけども、へい死の問題でもってカキ業者が100何件あるんですけども、扱っているのは三、四十件しかないと、これずっともう同じなんです。それで、いろいろな意味で厚岸のカキにカキえもんと名前つけながら、少しでも厚岸の名を売ろうということで、そういうのかなと思うと逆に減ると。その辺のへい死の問題あるから、それが玉が小さいからへい死するのか、それとも海の自然のあれでなるのか、業者さんの扱い方によるのか、それはわかりませんが、その辺もう少し、増えるのならわかるんですけども、年々減るとするのは、その原因が町としてはどういうふうな取り方をされておられるのか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 昨年の春に種苗を購入いただいた方については49件でございます。それから、秋に購入をいただいた方が17件になります。

しかしながら、今年については、まだ申し込みの途中ということも先ほど申し上げたとおり、10月の段階での数字ということと。それから、平成16年から17年、18年と3年続けてカキの稚貝が異常気象によると思われるへい死があったということで、ことしはちょっと休もうかなと、ちょっと様子を見ようかなという生産者もおられるというふうに聞いてございます。最終的には、平成16年が38件で、17年が46、18年が49ということで、少しずつ生産者がふえているという状況であります。今後、今の申し込みの数よりもふえるということが予想されますので、当然、平成18年度49件に近づくのではないかなというふうに思っていますが、へい死の関係もあってことし休む方もおられますということなものですから、これよりも若干減るものというふうに見通しとしては見てございます。

以上です。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 いろいろ努力されていることはわかります。せっかく、厚岸のカキというのは有名で、特にカキえもんという名前をつけて、これだけ全国的にPRしているわけでございます。行くと、本当に厚岸のカキはおいしいんだと、大きいんだということをおっしゃるわね、よその場所におかれまして。ただ、せっかく100何件の、これだけの巨額な金を投資してやる種苗センター、日本で最初につくったものですから、それでも結構年数たちます。それが一向に変わらないでいるんです。また、ノロウィルスの風評被害でもってカキの売れが悪いということもあるわけでありますから、その辺を町が積極的に、そういうふうな風評被害のあれを払拭するような形でもって、少しでも購入者がふえて、安心してカキ業者が買ってくれるようなことを積極的にやる必要があると思っておりますけれども、その辺はどうですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今後とも、優良な種苗生産を目指して、センター一丸となって頑張ってもらいたいというふうに思っていますし、このへい死の中にあっても、生産者は少しずつふえているという実態もあります。今後、漁業協同組合と連携を持ちまして、カキえもんの普及に努めてもらいたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

6番。

●佐藤委員 私は、いろいろ今やりとりをお聞きしまして、ちょっと認識が違うものから、ここでちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども、多少年度によって金額の差異はありますけれども、試験研究機関といいますか、無償で配布した機関を除いて、有料になりましてから以降、数字を見て多少のこぼこはあるんでしょうけれども、カキ種苗の個数というものは必ずしもふえてはいないと。今、課長の答えでは個数もふえて順調にいきますよという話をされているんですが、必ずしもふえていない、金額的に見てもそういう状況であると思われまして、その原因というものを担当者として、あるいは町として、どんな理由によってそういう現在の状況になるのか、その辺からまずお聞きをいたしたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 生産者が思ったほど伸びていないのではないかというお話であります。平成14年度から、この有料化ということで、平成14年度から始めてございます。当初、平成14年は39人で購入者がスタートをしたところでありまして、その後、平成15年に入りまして41件、次に38件、46、49ということでありましてけれども、ちょうど平成15年に41件が、前の年より2件ふえたわけでありましてけれども、翌年にカキの大量へい死ということがございまして、平成17年、18年と、ここ3年間にわたりまして、この異常気象によるものと思われるへい死がこの3年間つきまどってきたということが、大きく伸びていない、伸び悩んでいる原因なのかなというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 それで、件数を対比して39件が41件になった、したがってふえているということではないんですよ。私さっき言ったように、件数はお願いします、買ってください、1,000個でもというのと、件数はふえていくわけですから。ただ、実態として、そういうことになっていないということは、今言われたようにへい死の問題がある。そのへい死については、気象の問題やら、そのほかの問題もあるでしょう。そういうことで伸びないというか、私シングルシードの応援団ですから、いつもこういうお話をするんですが、先ほどのやりとりの中でも、へい死の問題がありまして休もうではないかと、これ休もうではないんですよ、実は意欲の低下なんですよ。

結局、生産者というのは研究者ではないわけですから、それを製品化して結果的に収入を得なければ生活していけないわけですよ。したがって、3年も4年も5年も、こういうような状態が続けば、やはり生活していくという観点から考えれば、当然休むのではなくて意欲が低下していくわけですよ。したがって、それに取り組まないということになるわけですよ。

種苗センターだって、種苗を生産して売り渡せばいいということだけではないと思うんですよ。したがって、そういうへい死をする原因、種苗センターだって研究をする機関でもあるわけですよ。単に種苗を生産した、そして生産者に渡した、後は知らないよ

ということではなくて、そのへい死する原因は何なのかということを知りたいというのを種苗生産をしながら、きちんと原因を突き詰めていくというか、それは100%わかるものではないかもしれませんが、いやこういうことが考えられる、ああいうことが考えられる、ではこういうことであれば、こういうふうには種苗生産をしていく、あるいは生産者からも常々そういう希望というか、要望があると思うんですよ。

例えば、前にも話があった大きさの問題、あるいは引き渡す時期の問題、そういう問題をきちんと一つ一つ研究をしながら、どういう方法で渡すとへい死の率が少なくなるのか、そういうものをきちんと漁業者に情報を提供しながら、きちんとシングルシードに取り組んでもらうと、そういうことが私は大事ではないのかなと。去年と同じ数字がいった、それでいいというものではないのではないのでしょうか。シングルシードを応援する立場で、今こういう形で質問をさせていただいているんですけども、一番心配するのは意欲の低下なんですよ。こういう形でどんどんどんどんその原因が突き詰められないまま、ただ単に種苗の提供だけが続けていくということであれば、私は一番最初に言ったようにシングルシードは幻のカキに終わってしまうのではないのかなと。そういうことであっては困るわけですから、こうしてわからないところは聞きながら、あるいは応援するところは応援しながら質問をさせていただいているところでございます。

したがって、議会の中のやりとりの中で美辞麗句ではないんですけども、そういうやりとりだけではなくて、現実の問題として、例えばこういう問題があると、こういう問題についてはこういう形で今研究している、あるいは調べている、そのことが将来、シングルシードを進めていく上でのプラスになっていくと、そういうことも含めながら種苗の生産をして渡すだけでなく、そういうことも大事やカキ種苗センターの仕事の一つではないのかなと。何としても、これを厚岸町のブランドのカキとして、これはやはり全国ほとんどが宮城産の種で生産をしているわけですよ。厚岸は、この厚岸町で生まれた厚岸で育ったカキを広めていく、出していくということは、相当やはり地域間で共生する中で大きな力になると思うんですよ。そんな意味で質問させていただいておりますので、その辺十分に理解はしていると思いますけれども、そういうことでこの種苗生産、シングルシードカキを進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご意見であります。私ども、センターといたしましても、ただ単に種苗を渡すだけではないというふうに思っております。これらにつきましても、ふだんより地道な調査研究に努めているところであります。カキのへい死、いろいろなそういった原因、それを追及するにはどうしても長い期間が要ることです。その調査研究についても、平成12年より詳細なデータを蓄積してまいっておりますし、新たな器具を購入して、より精度の高いデータの蓄積ということもやっております。日夜、そういった調査研究に努めているということでございますので、ご理解をまずいただきたいと思います。

それから、カキの大きさの関係についても、種苗を一方向的に3ミリから5ミリ種苗を

配布しているわけではなくて、研究用の種苗としても大きさを含めて漁業者に調査研究用として昨年、カキえもんの生産者に配布をしているという実態もございます。ただ、3ミリから5ミリのカキの稚貝を配布しているということではないということもご理解をいただきたいと思います。

それから、配布の時期でありますけれども、以前は平成16年までは5月の中旬から5月いっぱいにかけて、ほとんど漁業者の方に配布してございます。しかしながら、漁業者の中から配布時期の検討ということで、いろいろなニーズがございまして、それらの要望についてもこたえる形で、幅を持たせたカキの配布方法も平成16年以降、17年、18年と行ってございますので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

今後とも、カキえもんにつきましては、種苗の健全化といいますか、健全な種苗生産のためにセンター一同、今後も努力してまいりたいと考えていますし、これからいろいろなニーズがあると思います。それから、この釧路地区の普及技術指導所の職員の方の養殖試験、これらのデータも漁業者の皆さん方に養殖技術検討会という形で、カキえもんの生産者の方を対象に勉強会を開いて、データの公開、その他の技術指導も行ってございます。

ただ、いろいろカキのへい死の中に、去年は大丈夫だったんだけど、翌年同じことをやったらだめだったとか、そういった技術的に確立がされていないのは事実であります。そういったわけで、データの長期の保存を含めまして、今後ともカキ種苗センター頑張ってもらいますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 そういうことをお願いしたいと思います。

最後に、この種苗売り払い代の下に餌料藻類の売り払い代というのがあるんですが、全体から見れば収入がふえればいいよという話になるんでしょうけれども、担当課としてはカキの種苗売り払い代より副次的に生産される餌料藻類の売り払い代が多くなるなんていうことにならないように、ぜひひとつご答弁された内容で頑張ってください。——頑張ってくださいという話もちよっとおかしいかもしれませんが、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

終わります。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） もちろん、本業はカキの種苗生産が本業であります。カキの餌料につきましては、あくまでも余祿の範囲ということは私ども重々承知をしております。今後とも、ご質問者のご提言を受けまして、カキの健全な種苗生産に取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 他に2目ございますか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

18款 1 項 寄附金、 1 目 一般寄附金、ありませんか。

19款 繰入金、 1 項 基本繰入金、 1 目 財政調整基金繰入金。
3 番。

●南谷委員 19款 繰入金、 1 項 基金繰入金についてなんですけれども、 1 目から 6 目まで
同じような内容なので、あわせて質問してよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） はい。

●南谷委員 ありがとうございます。

基金の繰入金が 5 億 9,720 万円ということで、補正のときにも基金の年度末での数字状況についてお伺いをさせていただきました。その中から、今会計に 5 億 9,720 万円を繰り入れてくると、こういうことでございますけれども、その辺の経緯については基金の方で若干また後で聞かせていただきたいと思いますと思うんですが、まず 1 目の財政調整基金の繰入金、昨年対比大分数字が動いておるんですよ。財政調整基金繰入金が前年度対比 1 億 1,500 万円数字が伸びておると。それから、2 目の減債基金繰入金も 1 億円数字が大きく伸びておるということでございますが、それぞれ 2 目の根拠というんですか、昨年対比このような数字展開になっておると、計上されている、これはどういうことで今回それぞれ計上数字が増えた、この要因について簡潔にご答弁をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

平成 19 年度予算の財調の 1 億 2,500 万円の増、減債基金の 1 億円の増、前年対比でふえている理由でございます。委員ご承知のとおり、17 年度末からのお話をしなければ、このお話はできませんが、17 年度末現在高に 17 年度決算による剰余金処分を財調に 1 億 5,000 万円編入したと。それから、18 年度予算において取り崩し、いわゆる繰り入れを 4 億 6,300 万円したところでございます。今言っている数字は、財政調整基金、減債基金、地域づくり推進基金、環境保全基金までを言っております。それから、18 年度予算、昨日議決をいただきました予算において、2 億 8,690 万円の積み立てをしたところでございます。これによりまして、それぞれの財政調整基金、減債基金、地域づくり推進基金の残高が繰り入れ、積み立てによって当然変わってまいります。これによりまして、繰り入れできる数字が当然変わってまいります。それによる増減とご理解いただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 3 番。

●南谷委員 まことにちょっと僕の方が認識不足ではあるんですけども、そうすると2目の減債基金の繰り入れの額が1億円違っていると、この辺の趣旨というんですか、考え方というのはいかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

1億円違うということは、17年度末に減債基金の現在高が2億43万5,000円でございます。18年度に1億円繰り入れいたしました。18年度に1億2,310万円を積み立ていたしました。その結果、18年度末現在高2億2,353万5,000円となる見込みでございます。したがって、19年度に繰り入れを2億円できるということから、2億円を繰り入れるということで、昨年の繰り入れ額の1億円より1億円増となったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 数字の展開についてはわかったんですよ。ですから、今言うように減債基金の繰入金の前年度よりも……。

●委員長（室崎委員） 3番さん、減債基金専門の話でしたら、次の目でやってください。

●南谷委員 すみません。論拠というんですか、よくなったという理解でよろしいんですね。財源ができた、こういう理解をすれば、こういうことで積み立てられたと、こういう理解でよろしいですねと。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 財政状況が好転して積み立てを行ったということではございません。あくまでも、18年度で4億6,300万円を取り崩してございます。それを積み戻さなければ、19年度で取り崩すことができないことから、18年度の財源をもって、それぞれの基金に積み立てをしたということでございます。それぞれの基金にということになりますと、目がまたがりますので、仮に財政調整基金で申し上げますと、18年度の積み立てにつきましては1億円を積み戻したということでございます。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。
9番。

●松岡委員 お願いしたいんですけども、この予算額総体のとといいますか、この予算において各基金の残高をひとつ表示してもらいたいんですよ。出し入れはいいんですけども、どのくらい厚岸町が財力があるのか、基金力があるのか、これはやはり今後私ど

もは知っておきたいと思うので、それを提示してもらいたい。何かの表にして、今すぐでなくてもいいですから、予算が終わるまでで結構ですから。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

基金残高、19年度末の内訳といいますか、それでよろしければ……。

●松岡委員 19年ではないだろう、18年だ。19年だけれども、この予算が、補正や何か出てくるでしょう、それ入れないで。

●税財政課長（佐藤課長） 新年度予算が通過後、いわゆる19年度末で幾らになるかという理解でよろしいでしょうか。

●松岡委員 各基金ごとにね。

●税財政課長（佐藤課長） 各基金ごとにとということであれば、資料をお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

●委員長（室崎委員） それでは、先へ進みます。

2目減債基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金、6目環境保全基金繰入金。
8番。

●音喜多委員 今言われていますけれども、18年度末、先ほどの補正の中で環境保全基金ですね、18年度末のさきの補正で今回520万円入れていますけれども、これは18年度末までで環境保全基金は幾ら基金としてあるのか、まずそれをひとつお聞きしたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、17年度末で525万円ございました。18年度に300万円を取り崩し、なおかつ昨日の補正予算で820万円を積み立てることによりまして、18年度末現在では1,045万円になろうかと思えます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 昨日の補正では520万円でなかったですかね、今820万円ということは、残りを含めればという計算になるのかな。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

820万円というのは、当初予算で300万円ございました。昨日、520万円は追加によるところでございますので、合計いたしますと820万円ということでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 すると、18年度末で1,045万円ということですよね、確認をちょっとしておきたいなと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

11番。

●岩谷委員 さっきの目で、4目飛ばしているんですよ、やってないの。

●委員長（室崎委員） お答えいたします。

4目まちおこし基金繰入金は読み上げませんでした。それは今回、今年度の予算の中にないからです。

（「だけれども、目は起こしてるんだぞ」の声あり）

●委員長（室崎委員） いや、これ目起こしていることにならないでしょう。これゼロですから、前年度対比のための参考に書かれているだけであって、今年度の予算に入っていないわけだから、それで解釈したんですが。

休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

順番が一部さかのぼりますが、失礼させていただきます。

4目まちおこし基金繰入金、ありませんか。

それでは、次に進みます。

20款1項1目繰越金、ありませんか。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、2目加算金、3目過料。
2項預金利子、1目町預金利子。
2項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。
12番。

●谷口委員 現在、この資金の利用者は何名いるんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

現在、18年末を迎える状況ですけれども、5名の方が借り受けている状況でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 最近の貸し付けというか、最も直近ではいつごろが貸し付け時期になっている……。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ちょっと今資料がないものですから、調べさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 休憩します。このまま昼食に入ります、ちょっと時間かかるそうですから、再開は1時。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

45ページ、21款3項2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入でとまっておりました。それで、答弁から入ります。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 先ほどは大変失礼いたしました。

ウタリ住宅貸付金の直近の最終年度の貸し付け状況であります、平成14年度でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 この制度に対する周知の仕方はどのように行われていますか。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 私ども、ウタリの厚岸支部の方と事前にご相談した中で、前年度中に翌年度以降の要望がないかどうか会員に周知いただいているところでございます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 個人情報の問題がありますから、微妙な問題いっぱい含む問題ではないのかなというふうに思うんです。そうであれば、やはり会員の窓口を一つにするやり方、それだけでいいのかどうか、その辺も含めて検討しないとだめではないのかなと。例えば、会員以外でも、それに該当される方がいる場合もあるのではないかなと思うんですよ。そうすると、窓口一本化というのは正しいやり方ではないのではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。
 確かに、厚岸支部でもってすべての会員を把握しているという、会員は把握しているわけですが、それ以外の未加入の方も大勢いらっしゃるようでございますから、そういう面については確かに周知されていないという形かと思えます。今後、そういった方面にも周知届くように検討してまいりたいと思えます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 それと、もう一つ確認をしたいんですが、申請者の審査に当たっての該当、非該当はどのような決め方をしてみえましょうか。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。
 この制度につきましては、厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸し付け条例が、厚岸町の条例がございます。この中に、第4条に借入れの資格という条項がございます。町内に引き続き1年以上居住していることと、それから町税、国民健康保険税、ごみ処理手数料、保育料、町営住宅使用料、水道料及び下水道使用料、こういったことに加えて、連帯保証人を立てることができる方、そのような資格を審査しているところでございます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、それは町の審査で決まっていくということでもいいんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 申しわけございません。これらは今、町税の収納状況等の単なる収納しているかどうかということでございまして、それ以前に貸し付けの対象者であるかどうか、これについては私ども北海道に数年に1回、ウタリ関係の調査がございまして、こういった個人ごとの調査が行われていまして、その中にウタリとして確認できるかどうか、ここら辺を書類審査させていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3目 釧路沖地震災害援護資金貸付金収入、5目 地域総合整備資金貸付金収入、6目 十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

4目 4項受託事業収入、1目 交通災害共済受託事業収入、3目 農林水産業費受託事業収入、4目 土木費受託事業収入。

6目 6項雑入、1目 滞納処分費、2目 過年度収入、3目 雑入。
8番。

●音喜多委員 この中での雑品の売り払い代金を885万5,000円と見ております。これは全くの資源ごみ、18年度においては焼却場の撤去した金属類を含めて、それを売却して100万何がしがあって、それらを含めて今回は補正をさせていただいたわけですけれども、19年度においてはこの雑品の売り払いというのは、いわゆるごみの中から出てくる純粋なる、ほかの要素のない売り払い代金というふうに見てよろしいのでしょうか、その辺はどのようになっていますか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

18年度におきましては、ご質問者おっしゃられるように、臨時的なものが入ってございましたが、現在、予算計上してございます885万5,000円の中には、通常の資源ごみから想定される金額を計上してございまして、他の要素は入ってございません。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 わかりました。

今回、19年度から、今までもそうだったのかわかりませんが、発泡スチロールやら、包装系の廃プラ、そういったものも資源化したいということでございますので、それらも含めてという金額の表示の仕方というふうに理解していいですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ご質問者おっしゃられました廃プラスチック系のごみ、容器包装系の廃プラスチック系のごみ、それから発泡スチロール系のごみにつきましては、これは確かに資源ごみになり得るものでございます。それで、廃プラスチック系のごみにつきましては、今年の5月から暫定的に収集開始させていただいております。

ただし、現状の中では、この2種類につきましては売って現金収入になるという資源ごみではございません。逆に、処理料を町から納めなければ、その資源化ルートに乗らないという現状に現在はまだあります。ただし、今さまざまな民間企業の中で、こういった資源になるというプラスチック系のごみを何とかもう少し有効活用できないかという動きも広がりを見せつつあるようでございます。

そういった中で、少しずつ引き取りの単価自体が下がってきている状況にあるようでございます。それがいつの時点で売り払い、町の収入になるかという逆転現象が起きるかということ町としては期待しているわけでございますが、現状では残念ながら処理料を町から納めなければならないという状況になりますので、現在計上しております雑入の中の雑品売り払いの中には、この廃プラスチック系と発泡系のごみの売り払いという部分は含んでいないということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 私も、この雑品の売り払いについて再度お聞きしたいと思います。前年度の当初予算からしますと、12.6%の上昇率なんです。この積算根拠、そして概要をご説明願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

補正予算の中でも、この件につきましてはご議論あったところでございますが、この資源ごみの中で半分以上のウエートを占めているのがアルミ系のごみであると。それから、さらに2割5分ぐらいが鉄、スチール系のごみであります。この2つの金属類で、ほぼ75%から80%を占めるという状況になってございます。そういった中におきまして、昨年度の前半よりも、この後半戦の3カ月ごとに入札をかけているわけでございますが、急激な上昇が起こってきておりました。特に第三・四半期から、それから第四・四半期は1月になってから入札したわけでございますが、アルミにつきましては250円というこ

とで、平均的な単価でありました224円、18年度の平均的な単価は224円でございますが、特に押し上げた要因として後半に単価250円という値がついたということでございます。そういった状況にはありますが、現在19年度の予算ではアルミの単価を現在188円という状況では計算してございます。これは歳入でございます。それから、市場が決める値段でございます。ですから、余り過度にも見込めないという状況もあるということも担当として考えまして、低く抑えさせていただいています。

ただし、当初予算の計上額といたしましては、昨年、18年度は786万3,000円、本年度は885万5,000円ですから、それからいたしますと12.6%という単価の上昇傾向をある程度反映した当初予算計上をさせていただいているということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうするとあれですね、大まかにとらえて結論は単価の値上げによって上がるだろうという計画のもとに、こういう予算を組んだというふうに受けとめていいわけですね。量が多くなったとか何とかということは関係ないですね。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当初予算計上増にした要因としては、委員おっしゃられるように単価の増額分をある程度見込んだということでございまして、分別の量につきましては前年同量ベースでもって試算してございます。ということは、18年度の平均単価と同じような状況で19年度が推移するのであれば、これは増額補正に至るというふうに考えてございます。最低限、予算を割らないようにということで考えた数字でございますので、ご理解願いたいと思います。

ただし、これが金属類の急激な暴落があったならば、またこれは別の要素でございますので、そういう側面もまるっきり否定できないということもご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 これ前にも議論があったかもしれないんですが、自動販売機の電気料の計算なんです、これはそれぞれ個メーターかなんかがついて計算されているのかどうか。

それから、新厚岸町史資料編売り払い代10万円が計上されていますけれども、これは何冊印刷して、ここに出ているのは1冊幾らで何冊を売り払いをしようとしているのかということと。

もう一つは、本編は40年近くずっとたっているのではないのかなというふうに思うんですが、私、議員になって一番先に何か予算書だとかそういうものをもらった、その後

でもらったのが町史だったんですけれども、それで贈呈となっていて、無料で当時は何か議員だとかに配っていたみたいなんですけれども、私はもらえないということで現金で買って自分の手元に今ありますけれども、当時えらい高い、私にすると大変な金額だったなというふうに思うんですけれども、今回の資料編についてはどのように、贈呈だとかそういうのも一部あるのか、それからすべて売り払いでいくのか、その辺についてお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、自動販売機の電気料の関係でお答えさせていただきたいと思います。

これについては、それぞれ個メーター、前にもお答えしていると思いますけれども、個メーターつけているという形ではございません。売り上げの2割を電気料相当分としていただくという契約に基づいて収納しているというような状況でなっております。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 私の方から、町史にかかわってのご質問にお答え申し上げます。

本年度は、18年度の予算において、既に審議いただいて700部を印刷するという形になってございます。そして、その売り払い料金を見ているのかというと、一応10冊で、これは1万円で10万円を一応見込んでいるという数値になってございます。今回の700部の冊子、自然統計編の冊子に伴って、当然、統計にかかわってのご協力いただいた方とか、関係図書館であるとか、いろいろなところには贈呈させていただくという形で、その残った分ですね、希望があれば、今の段階では審議会の中ではまだ最終的な額は決定してございませんけれども、町内向け6,500円、町外向け1万円という形の中で、一応基本的なその辺のところ町長部局の方で検討すると。当面、今回の分については外部の方の10冊、1万円の10万円を見込んだという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、この町史の資料編については、今回予算で見たのは外部だけだということですね。それと、町史にかかわった人あるいは資料提供者だとか、そういう人には贈呈するけれども、それ以外は買っていただく。今の町内向けというのは、町民向けに6,500円で販売するというように理解していいんですか。

それで、結果的にはそれ以外の人、例えば我々議員みたいのも買ってもらうというふうに理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

基本的には、町民向けも一応6,500円と、審議会で一つの目安という形、まだ確定はしていませんけれども、基本的には町民向けには6,500円という程度を考えているという形でございます。

それから、議会や何かについても、当然、庁内の関係機関として、そこについては配付して置いていただくと。ただ、個人的にとりいう形の分では、当然買っていただくという形になってございます。議員さんについては、ちょっとお待ちください。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時21分休憩

午後 1 時22分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

基本的には、議員各位については一応買っていただくと、議会という一つの団体、組織、関係機関のところには配付させていただくということになっています。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今回の、そうすると町史については、関係機関とかかわった人、そういう資料を扱っている、そういうところには無料で置くけれども、それ以外は全部買ってもらうという理解でいいんですね。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） そのとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 3目雑入、他にございますか。

14番。

●田宮委員 簡易郵便局の手数料、これ基準はどういうふうになっているんですか。

それから、同じ雑入でお伺いしますが、宝くじ交付金、これも基準はどういうふうになっているのか教えてください。

それから、町営住宅の損害賠償金というのがありますが、18年度は9万円で19年度は12万円というふうに予算をつけているわけなんです、具体的に例えば平成18年度では何

かあったのかどうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、町営住宅の損害賠償金、18年度に何かあったのかということでございますが、18年度につきましては退去者がふえております。18年度、退去者9件ほど出ておまして、そのときの出たときの住宅の補修をするための金額がふえてございます。それを見た中で、19年度につきましては、一応今3万円で4件という形で見込んだものでございます。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方から、簡易郵便局の取り扱い手数料の関係でお答え申し上げたいと思います。

この簡易郵便局の取り扱い手数料でございますけれども、計算の中には1つには定額で計算されるもの、それから実績で算定されるものの大きく分けますと、その2つでございます。

それで、定額の方でございますけれども、月、現在19万2,575円でございます。この取り扱い手数料につきましては、ことしの1月に改定がされていまして、それまでより6万円ほど定額がアップというふうになってございます。そのほか、いわゆる実績で出てくるもの、これは郵便貯金であるとか、そういったものがどのくらい取り扱ったかというものによって計算されて手数料として入ってくるわけでございますけれども、これらを予算的には月8,900円ほど、毎月8,900円ほど見てございますし、そのほか切手類の販売手数料として、これも実績なんですけれども、月々5,500円程度を見ていると、こういうような算定の中でこの手数料を算定、予算計上させていただいているということでございます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

雑入の宝くじ交付金257万5,000円のご質問についてお答えいたします。

基本的には、宝くじの中にオータムジャンボという種類のものがございます。この宝くじにつきましては、換金されていもの、一番多いのが末当の金額が換金されないものがあると。大体、毎年度390億円ほどの発行があつて、その換金されないものが7億円とか、そういうふうな金額が発生します。それを人口割等々で案分いたしまして、各市町村に配分されるということでございます。

ちなみに、均等割と、それから厚岸町の場合は人口割、これは国勢調査人口ですが、それらを勘案して毎年配分されるものでございまして、このたびの当初予算につきましては昨年度の実績を勘案いたしまして計上しているものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 宝くじというのは、売り上げがこれだけあったからこれだけ還元というのかね、配当しますとか、そういうものではなくて、人口割というのはこれ売り上げを案分していくんですか。売らなかったら、お金入らないよね。

それから、町営住宅の損害賠償というのは、具体的にはどういう中身なんですか。賠償金をもらわなければならないような事故を起こしたというのは、内容についてもう少し具体的に言ってください。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

宝くじ交付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、オータムジャンボという種類の宝くじでございます。これの時効金というふうに思っていたかと思えます。時効、いわゆる換金されないで発行者に戻るものでございます。その額を各市町村に均等割、それから人口割で配分されるという仕組みになっているものでございますので、ご理解賜りたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅損害賠償金の具体的な中身、どのようなものなのかということですが、これは退去されるときに部屋とかが、例えばフロアだとか壁がかなり汚れているとか、もう取りかえなければならない、使えなくなっていると、こういったときにそれを取りかえるための費用として出したものが、退去される方にいただく費用のものでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 宝くじ買ったことないからよくわからないんだけど、いろいろな種類あるけれども、これの対象になるのはオータムジャンボと、秋に売り出す宝くじなんじゃないかね。それに限られておるといいますか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 昨年12月27日に財団法人北海道市町村振興協会から通知がきてございます。平成19年度、新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）にかかわる市町村交付金の交付見込み額等についての文書に基づき、予算計上をさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 答弁漏れないですか、14番さんよろしいですか。今、宝くじの部分だけでしたね、あと聞くことありましたらどうぞ。

●田宮委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他に3日の雑入ございますか。
16番。

●竹田委員 すみません、町営住宅損害賠償金についてなんですけれども、これに関連して住宅の補修の部分のことでちょっと聞いてもよろしいですか。

●委員長（室崎委員） はい。

●竹田委員 町営住宅は公住という部分で、居住されている方が出ていった、そのときに非常に乱雑に使っていた人、きれいに使っていた人、さまざまなんですけれども、たまたま数年間にわたって居住していて、出ていった後に見たら、床がぼろぼろで、壁もカビ生えたり、押し入れの中もぐちゃぐちゃだと。そういった場合には、即行に人を入れることができないと。直せば入れられるんですけども、なかなか直す、費用かける時期が、たしか5月と10月といいましたか、年に2回、間違っていたらすみません。その年に2回の居住者の選考委員会を設けて、だれを次の公住にどういう人を入れるのかという選考委員会を決めて、年に2回の募集があるということで決めているんだということなんですけれども、収入のことを考えると早目に直して、早目に入居をさせるということが収入につながっていくと思うんですけれども、そういう考え方についてはどう思っていますか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

確かに、収入のことを考えますと、早目に直して募集をかけたいというのはあるんですがございますけれども、どうしても傷んでいるところを直すというのにはすぐにはできないわけがございます。今、町の職員の中で作業員がおりまして、随時、退去されたところは直すというわけがございますけれども、簡単にできない部分が多くて、直営でできない部分に対しては業者の方をお願いして直してもらおうと。また、直営でできるところは直営で直すというような形をとっておりまして、それをやっていますと、どうしても退去されたときから直したりしますと1カ月ぐらい、すぐにそのものの現場にかかっているわけではないんですけれども、1カ月か2カ月ぐらいどうしてもかかってしまうといったときには、大体今のサイクルでいきますと5月末ぐらいに募集、それから次に途中で退去をされたときには、それを見ますと大体11月から12月ぐらいに募集というような年2回ぐらいのサイクルでちょうど、うちらの方の作業の状況を見た中ではちょうど2回ぐらいという形になってございますので、その辺ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 民間ではちょっと考えられないようなのろさですよ。例えば、今公住、白浜とかもどこかあいていると思うんですけども、去年の12月以降にあいていると思うんですよ。5月だと5カ月間遊ぶわけですよ、収入が入らない。これを例えば民間であれば、汚ければ1つの部屋というか、居住空間を直すとしても、4カ月も5カ月もかからないわけですよ、補修日数というのが。であれば、本当に急いでやれば2週間、3週間程度の部分で直せるのに、4カ月、5カ月という月日を投げておく、その収入が入らない部分のことを考えれば、もったいないという気がするんですよ。それを改善していかなければならないのではないかなと思うんです。

それと、待機者がたくさんいるということも現状に把握されていると思うんですけども、待機者のためにも実用性というものを考えて、そういったサイクルを今までどおりだったから、それでいいんだということではなくて、そういう部分も解決して収入源を上げていくという考え方を持ってほしいと思うんですけども、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 確かに、白浜団地につきましては、今56戸中53戸で3戸あいてございます。ほかにも、奔渡の団地の方にも、1月に入ってから退去者が出たりしてあいたりしてきております。ただ、それを今、町の作業に当たりましては、主に1人、専門の技術職の人が1人いて直してございます。その中では、うちの職員の中でも応援したりしてはやっておりますけれども、限られた人数の中で作業を進めている最中でございます。すべて直すのを委託に、請負に出すという手もございますけれども、そうなりますとまた直す費用自体も大幅にかかってくるということもございますので、できれば早く直していきたいというのはやまやまでございますが、その辺を少しご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 自分が例えばアパートを持っていて、収入を得ようとするときに、早く直して早く住ませる、早く収入になる、これはだれが考えても当たり前ですよ。それを普通に考えて、なぜできないのかが逆に不思議なんですよ。自分がアパート経営していれば、当然そういうことを考えるじゃないですか。何カ月も放っておくということ自体もわからないですよ。

民間ベースで考えると、例えばこの4月1日からもろもろのものが上がっていきまよ、どんどんどんどん物価が。材料も上がる、今盛んに言われている環境からも言われたアルミ関係のサッシとかも、木材、樹脂関係、すべて材料が上がっている。そういった上がっていくことが当然予測されてわかっているにもかかわらず、早く直さない。そ

れも民間から考えると、おかしい話だなと思うんですよ。やはり改善していかなければならないところは改善して——いけないわけではないので、ぜひ改善してってほしいと思いますよ。

- 委員長（室崎委員） 16番さん、今の主たる論点が町営住宅の修繕の問題に入っていますので……。
- 竹田委員 だから委員長に言う前に聞いたじゃないですか、そこでいいですかと。
- 委員長（室崎委員） それですから、今歳入でやっているのです。それから、歳入の中でも修繕の問題ではないので、主たる論点が修繕の問題なので、むしろ歳出の239ページ、住宅管理費の方でおやりになった方がより適当でないかと思しますので、そちらでお願いしたいんですが。
- 竹田委員 似たようなものじゃないですか。あと1回でやめますから、とりあえず。だから、言う前にちゃんと聞いたでしょう、いいと言ったんだから。
- 委員長（室崎委員） ですけれども、そのときにこういう話まで入っていくというふうには私は予測していなかったから、それでもって……。
- 竹田委員 それはあなたの考え方ですよ、委員長の考え方、それは。
- 委員長（室崎委員） ですから、私の方で整理させていただくということです。
- 竹田委員 いや、それはそれでいいですよ。
- 委員長（室崎委員） ですから、住宅管理費の方でお願いいたします。よろしくお願いたします。
- 竹田委員 答弁しないの。
- 委員長（室崎委員） 今のをそちらでやってください。よろしくお願いたします。雑入、他にございますか。

（「自分で広げといておまえ、何で」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 不規則発言は謹んでください。
22款1項町債、1目総務債、3目衛生債、4目農林水産業債。
4番。

●小澤委員　ここで、前に補正のときにもちょっとここ触れたんですけども、森林管理道片無去第2線開設事業、これは場所的に補正のときにも聞いたんですけども、太田の草地利用組合の土地です。その中を歩いていく、それから山の方へ行く森林管理道ですよね。それで、先の森林を管理する、その土地の所有者、農協の土地もあるのかな、そういうことでちょっと確認しておきたいんですけども、その先の土地の所有者、厚岸町と理解していいんですか。

●委員長（室崎委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　お答え申し上げます。

この森林管理道が通る入り口のところは、ご質問者がおっしゃられるように太田農協の草地利用組合のところを通過して入ります。その先に森林があるわけですが、この先にある森林といたしましては町有林と、それから太田農協の所有林がございます。この2つの所有林があるということがございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員）　4番。

●小澤委員　太田農協と町有地、それと併設してこの土地があるわけですね。その境界等についても、ちょっと聞いておきたいんですけども、今ここで言われても私わかりませんので、歳出のときにこのことをお聞きしたいと思うので、それまで結構ですから、ちょっと図面出していただけないでしょうか。よろしいですか。

●委員長（室崎委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　ご質問者おっしゃられた資料を用意させていただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員）　4目、他にございますか。

（な　し）

●委員長（室崎委員）　なければ先へ進みます。

6目土木債、7目消防債、8目教育債、10目臨時財政対策債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

53ページ、1款1項1目議会費、ございませんか。

57ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

12番。

●谷口委員　庁舎の施設管理委託料、庁舎清掃委託料、これが大幅な減になっているんで

すけれども、これについて説明をしていただきたいというふうに思います。

まず、それをお願いします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

施設関係の委託料でございますけれども、いわゆる庁舎清掃の関係でございます。役場庁舎の関係、週に2回でございますけれども、始業時あるいは季節によりましては終業時、高齢者事業団の方をお願いをいたしまして、これまで庁舎の清掃を行ってきてございます。これにつきまして、19年度におきましては、この週に2回の庁舎清掃委託につきましては、これをやめまして職員をもってこの庁舎清掃にすべて当たるという体制に切りかえるという形の中から、その分減額になってきているという状況に相なっております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 清掃委託、前は毎日、今は週2回というふうにやられているんですが、今度これを全面的に町職員が全庁舎職員をもってやるということですよ、そういうふうに理解していいですね。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきます。

いわゆる日常の清掃という部分につきましては、以前は毎日お願いをしていたと、委託していたという形です。それが週に3回になり、週に2回というような形をとってきております。そういう経過をたどってきておりますけれども、19年度につきましてはいわゆる庁舎管理のコストを下げるという意味合いの中で、職員でできるものは職員でやると、そういった考えの中で日常における清掃関係につきましては、すべて職員の手によって、この役場庁舎の中全部ですけれども、やりたいということでございます。

なお別途、床の清掃だとか、いわゆるワックスかけたり何かする、これにつきましては従前どおり平成19年度においても継続していきたい、このように考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 この清掃を職員がやるというふうになりますよね。そうすると、職員の勤務だとか、それから業務、こういうことに私は支障が出てこないかどうかということが非常に心配になるんですよ。そうでなくても、残業の枠指定みたいのがあって、それをはみ出すわけにはいかないわけですよ。そういう中で、職員が十分な仕事と清掃、清掃も仕事ですけれども、本来の仕事と清掃ときちんといくのか、そしてどういう人が清掃の任に当たるのか。課長を先頭にトイレ掃除から始めるのか、その辺はちょっとわか

らないんですけれども、どういうふうにご考慮されるのか。一部のみに偏ってしまったり、あるいは上手にすり抜ける人が出てきたり、そういうことが出てこないのかどうか、非常に私はいろいろご心配するんですけれども、その辺はごどうごふうにご考慮しているんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答へ申し上げたいと思います。

今まで委託であったものが職員の手にかかわるという部分での、ごどうごになるのかと。実は、ごどうごような部分については、私どももご心配をしておりました。ごどうご中で、先ほども申しましたけれども、日々やっていたものを週に3回あるいは2回という形の中で、それを回数少なくなった分ごどうご形でやってきたかというご、職員の手による清掃、いわゆるごみの収集から周りの清掃と、ごどうごようなものをやっていたごという形の中で、経過をしてきてございます。ごどうご経過の中で、これは全面的に職員の手によるごようご形をとってごいけるであろうという判断の中で、19年度の措置に踏み切ったごいう形でございます。

それから、ごどうご職員の方がやるかと。やはり私どもは、これを固定化させてしまご、例えば課の所属の中でこの職員だけに固定化させてしまご、ごどうごごがあるてはならないごいうごに思っております。いろいろな業務等々もごありますけれども、ごどうごご形の中で、いわゆる周りの職場環境、これをみずから整えていくごいうご立場で、所属全体の中で取り組んでいただきたごいし、ごように私どもも指示してまいりたい、ごようにご考慮しております。

やはりごどうごご作業ごいごまごしようか、ごどうごごような部分ごある意味では協働してご一緒にやるごいうごようなごことを通じて、職域内での人間関係だごとか、信頼関係だごとか、ごどうごごようなものに気づいてごいていただきたごいければ、これは期待ごございますけれども、ごどうごご面でのメリット効果もごあるのかごなど、ごごようにもご考慮しているごところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ごそうすると、担当課がご一定のスペースをやるごいうご考えごではなくて、職員をならしてごみて、ごの中でご全体的に公平に割り振りをしながら、庁舎の清掃に当たってごいくごいうごごふうなご考え方でごいいごんごしようか。

例えば、1階、2階、3階ごありますごよね。ごそうすると、議会事務局が管理しているスペースはご相当ごありますごよ。それから、各課によって、ごそれぞれのスペースごありますごから、あるいは共有のスペースもごありますごよ。ごそうごいうごごところごあるごわけで、ごそうすると共有スペースがご多いごところとご少ないごところ、あるいはご初めにご言ったごように議会事務局ごみにご一定の広いスペースを担当する部局、ごそれぞれごあるごわけごすけれども、ごそうごいうごごことごに対するご不公平ごはないごようにごするごいうご考えごでごいいごんごしようか。

それから、私ご一番ご心配するのごは、ごごいうご施設の扱ごい方ごごいうのごは、やはり非常に慎

重に考えていかないとだめではないのかなというふうに思うんですよ。1回手を抜いてしまうと、汚れてしまったり傷んでしまったりしたものは、直すというのは大変なことになると思うんですよ。そういうものも十分考えてやらないと、後で莫大なお金を必要とするというようなことになると私は困ると思うんですよ。その辺では、やはり相当慎重にやってもらわないと、今まで何かあのおぼさんがやっているくらいなら私たちだってできるわという考えではちょっと困るのではないのかなというふうに思うんですよ。やはりやってきた人たちは、それなりにちゃんと事前に訓練もしてやってきているわけですから、その辺については慎重にかかってもらわないと困るなというふうに思うんですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

まず、清掃の関係でございますけれども、日々の清掃の部分につきましては、いわゆる自分のところで業務に当たったところですね、ですからそういったところの清掃という部分を基本的に考えてございます。日々の清掃という部分で。

ですから、当然こういう議会の形ですけれども、広い部分ありますけれども、それは毎日使用しているかといえば、そういう形ではないと。日々の中での清掃が要るかといえば、そういう形ではないと、こういうような部分もあろうかと思えます。ですから、通常の日々やる部分については、いわゆる自分の所属しているフロアであるとか、そういったようなところでの清掃をやっていただくというふうに考えておりますし、こういう大きな全体的にやらなければならないというような部分につきましては、それは全職員の協力体制のもとでやっていかなければならないだろうと、このように考えております。

それから、実は清掃関係につきましては、そういう始業前、終業後の清掃のほかに、日々のお客様の出入り等々がありまして、いわゆる床の汚れだとか、それからトイレの汚れだとか、こういった部分に対応するために非常勤の清掃員が1名常勤していると。非常勤ですから、時間は短いですが、そういった形の中で清掃を行って来ていると、こういった部分がまず1つございますし、それからもう一つ、最後の方に出ておりました庁舎管理という面からいきますと、特に床清掃の関係、これにつきましてはワックスを切らしてしまいますと、なかなか一たんついた傷がもとに戻らない、汚れがもとに戻らない、こういったような部分もあります。やはりそういう特殊なものについては、継続して庁舎管理に当たるためにお願いしなければならないだろうと、このように判断もして、そのようにしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これまで経過いたしまして、これから職員の手によるというのは、この19年からが初めてでございます。そういった経過等を見ながらも、適正な庁舎管理、これができるように配慮をしてみたい、このように考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 課長がおっしゃることはわかるんですけども、結果的には今後は汚いことでやりたくないことはみんな非常勤の職員に押しつけて、自分たちは周りだけをやって、私たちはやりましたでは、私は済まないのではないのかなと。やはり職員が使うものは、職員がきちんとやるというふうにしなかったら、結果的に嫌なものは自分たちはやりませんよと、やるんだったら腕まくってでもきちんとやるような対応をされないと、今後は非常勤だとか臨時だとか、そういう人だけにしわ寄せがたって、そういう人たちをどなり散らしてきれいにするというのは、正しいことではないというふうに思うんですよ。その辺をきちんとしてもらわないと、私は困るなと思います。

それから、勤務と両立がきちんといくのかどうなのかも、私は今度、休息時間の廃止だとかありますから、そういうので対応できるのかどうかわかりませんが、本来の業務は清掃員としてきているわけではありませんで、その辺はきちんとしていただかなければ困ると思うんですよ。ほかのところでもやっているぞなんていう声も聞こえないわけではないけれども、やはりこれだけの庁舎を管理するということは、それなりの対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、町長に最後にお尋ねしたいんですが、結果的にこの庁舎の清掃は全部なくなって、高齢者事業団の仕事はなくなってしまうんですよ。それで、高齢者事業団の目的等からいくと、あれもこれも取り上げられてしまうと、せっかくの設置目的も果たせなくなると、そういうことに対する対応みたいのとは何か考えておられて、こういうふうにしてきたのかちょっとお尋ねいたします。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 高齢者事業団の役割については、十分に私も承知をいたしております。そういう中で、公の施設につきましても、パークゴルフ場の草刈りとか、いろいろとお願いをいたしておるわけでありまして。さらには、また庁舎に関しましては、庁舎掃除ということで本当に大変お世話になっております。常に快適な庁舎として、我々が仕事をできるのは、高齢者事業団のおかげでございます。

しかしながら、時代の趨勢といいたしまししょうか、それとともに財政の厳しさの中で、私が掲げております町職員の意識改革ということも、これは率先してやっていかなければならない重要な課題だと私は認識をいたしておるわけでありまして、そういう中で今担当課の課長であり、庁舎の管理者である総務課長から答弁いたしたわけでありまして、私も今後とも高齢者事業団に対する仕事の量というものに対しまして関心を持ちながら、これからも対応をしていかなければならないと。また、新たな面の事業が出てくれば、また高齢者事業団でお願いする場合もあると、そのようにも考えております。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） るるお話いただきましたけれども、私の方はいわゆる庁舎の管理という立場の中で、当然職員の業務に支障のないような形、それから利用者に迷惑をかけないような形、この2点に十分配慮しながら、これを運用してまいりたいと、この

ように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 ここで、庁内印刷の需用費が今回34万8,000円計上されて、去年はなかったんですけども、されています、その内容と。

それから、賃借料の植木の借り上げ料4万5,000円、これ前年度も上がっていますけれども、どこにどのようなものを置かれているのか、それについてお尋ねします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

実は、庁内印刷の関係でございますけれども、昨年度は当初予算ではゼロだったと思います。実は、これゼロというのは実際やらないということではなくて、いわゆる建設事業の方の事務費の方でこういった経費を見るような形を18年度の予算ではとらせていただいたということでございまして、19年度につきましてはそういった大きな事務費等々ございませんので、これについては庁舎管理の方の庁舎印刷の方に見るように計上させていただいたと、このようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、植木の借り上げ料の関係でございます。これについてはリースという形になるわけですが、役場の庁舎の中で2個を現在リースしております。これについては、1カ所は庁舎の中に入りましてすぐの町民ホール、ここに1鉢、それから町長室に1鉢、合計2鉢でございます。これは以前は、まだ相当の数あった部分もあったわけですが、数年前からこれは財革の部分の中におきまして、現在ではその2鉢のみ行っているという形でございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 これ植木は造花でなく、生で借りているわけですね。そうすると、これはあれですか、月に何回か年に何回か入れかえか何かされるんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 物は、いわゆる生きているもの、生でございます。したがって、当然シーズンに合わせまして剪定だとか、そういうような作業を終えたものを、新たなものを持ってきて、ある一定の時期に取りかえていくという形でございます。たしか月に1回もしくは2カ月に1回くらいだったと思いますけれども、すみません、細かなサイクル……。

●佐齋委員 いや、いい。

●総務課長（田辺課長） よろしいですか。

そういう形で取りかえながら、リースしているという形になってございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 そうしたらあれですね、例えば水やったり何かするのは、全部向こうの業者がやるということですね。役所の職員は一切手をかけていないということですね。

そうすると、2鉢ですから、大体1鉢が2万2,500円というんですか、年間ですから。毎年、これ4万5,000円計上されるわけです、前年度もそうですから。そうであれば、例えば造花みたいのを買い取っても、結構丈夫なものですから、買い取ってやった方が安く上がるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） この植木の考え方でございますけれども、造花と、いわゆる生きています本物といいたいまいしょうか、こういった部分につきましては、やはり町民の方が触れたり何かという部分でも全然違ってくるとお思いますので、一概に造花がいいのか生の花がいいのかという形になろうかと思っておりますけれども、考え方といたしまして造花の部分もあるんですが、やはりこういった生の植木という部分をきちんと置いて観賞していただくということも大切かという意味合いの中で、2鉢でございましてけれども、そういった形で置いているということでございます。

それから、物もやはり生きていますから、当然伸びてきますし、枯れたりする部分もある、手入れがかかってくるという部分がございます。そういったことをすべて一括といいたいまいしょうか、リースの会社の方でもって定期的に見て、持って帰ってはまた手入れし違ふものを持ってくると、こういうようなサイクルできてございます。当然、日々の水程度のことは、これはこちらの方でやりますけれども、そういったような全体的な関与、要するにきちんと見れるような形での状態で物を置いておくという部分についてはお任せしているということでございます、そういう中で数は減らしてきておりますけれども、月1本、3,675円というのが月々の1本当たりのリース料になるわけですが、これが月に1回交換されているということでございますので、そのような状態で今後も扱ってまいりたいと、このように考えております。

●委員長（室崎委員） 1目一般管理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

61ページ、2目簡易郵便局費、ございませんか。

3目職員厚生費、15番。

●佐齋委員 毎度聞くようで申しわけないんですが、職員の健康診断の委託料でございます。これはあれですか、指定市立病院、南病院、町立病院、これはまだかわっていませんね。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えいたします。

これまでは、今おっしゃるように町立病院のほかに市立病院と南病院でございました。ただ、以前にもお話ししましたが、市立病院につきましては、いわゆる医師体制の変化といいたいでしょうか、そういう形の中で、この総合検診については19年度できないと、私どもの方から言っていた部分についてはできないと、こういうふうになってきてございます。したがって、結果といたしましては町立厚岸病院と南病院の2カ所と、この総合病院の選択の中で本年度進めてまいりたいと、このように考えております。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 そうしますと、現在は町立病院の方が多くなっているということですね、その辺もちょっと割合後で教えてください。

それで、1人当たりの診断料、これはどのくらいかかるんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

ちょっと今年度は、まだ最終的に何人になったかというのは出ておりませんので、昨年度の数で申し上げたいと思いますけれども、町立病院が73名でございます。それから、市立病院が91名と、それから南病院が45名、全体で209名の受診がございました。これは総合検診ということでございます。今年度については、町立病院の方の数、たしかふえていたと思いますけれども、ちょっとすみません、そういうような状況をたどってございます。

それから、検査料の関係でございますけれども、所属長の負担が予算の中に上がっているのは2万3,850円です、1人です。ただ、このほかに職員が加入しております職員共済、そちらの方からの負担というのが1万5,000円でございます。負担といいたいでしょうか、助成といいたいでしょうか、合わせて3万8,850円でございますけれども、これが病院の方に入ると。病院によって若干の差はございますけれども、大体おおむねそういう金額になっているということでございます。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今、総務課長から約17年度で91名の市立病院の利用者、これは約6割が町立病院の方に既に18年度きておまして、新年度4割がうちの病院にか

かる予定になっています。ですから、19年度は約三十五、六名だと思えますけれども、18年度よりは増加になると。単価につきましては、今、総務課長の言った町の負担のほか、共済組合から入ってくる金額を含めまして、半端ちょっと数字持っていないんですが、3万8,000何がしという数字になっていることをございますので、ご理解願いたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 かなりの金額が1人当たりかかるわけをございます。そういうことでありますので、極力、病院の方も努力させていただいて、町立病院でできるんですから、やはりこれだけの収入、入る入らないでまた違ってくると思うんですよ。よそのまちへ出すことなく、努力していただいて、ぜひ地元の職員の方は地元でやっていただくというように努力させていただきたいと思えますけれども、どうですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 昨年から、実はドックの部屋も用意をさせていただいております。そんな中で、食事も含めて考えさせていただきまして、先般議決をいただいた18年度の補正予算の中でも500万円近くの診療以外の収益が入っております。事業所内検診というんですか、含めて増加になっております。来年度も含めて、プラスワンということが既に事業所、役場のみならず教職員の方にもご協力をいただく、さらには漁組の方にもご理解をいただき、検診していただくという運びになっておりますので、収益確保に努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 同じことなんですが。単純計算しますと、今3万3,850円で209名になると1,300万円くらいになるんですよ。それが入ると入らないで、全部が全部、状況によって地元でできないものもあるでしょうけれども、それだけの大きな収入になるものですから、これはぜひ地元を利用していただくということに努力をしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これは管内のものも含めて、総合的な検診でございますので、医師体制、医療技術体制もきちんとなさなければいけないということがありますので、今年度の受け入れのプラスワンについての体制については、既に医局課の中で協議をさせていただき、取り組むことになっておりますので、ご理解を願ひたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 職員厚生費、他にございますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ先に進みます。
4日情報課推進費、12番。
- 谷口委員 ホームページはどの目で見ればいいんですか、町のホームページ。
- 委員長（室崎委員） 総務課長。
- 総務課長（田辺課長） この情報化推進費でよろしゅうございます。
- 谷口委員 節も。
- 委員長（室崎委員） 総務課長。
- 総務課長（田辺課長） 総合行政情報システムですね、こちらの方が市内の全体的な部分ということになってございますので、こちらの方に包括されてございます。
- 委員長（室崎委員） 12番。
- 谷口委員 そうすると、この4,079万9,000円、そのうちの今度はどれを見れば、その予算に入っていくんですか。
- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時27分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
総務課長。
- 総務課長（田辺課長） お時間をいただき、申しわけございませんでした。
ホームページの関係でございますけれども、まず総合行政情報システムの中の委託料でございます。委託料の、これは保守点検委託料の方です。保守点検委託料の1,758万4,000円と、総額になっておりますけれども、このうちに31万8,000円ですね、千円単位で言います。31万8,000円が、まずこの保守料です。それから、もう一つは、使用料及び賃借料の中にあります、これは総合行政情報システム借り上げ料1,187万5,000円という金額、予算計上されてございますけれども、66ページの一番下です。この中にホームページにかかわるサーバー関係、インターネットのサーバー関係でございますけれども、これの

機器が含まれてございます。金額は年額で75万5,000円でございます。これは機器のリース料という形の中で含まれてございます。この2つでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、これは厚岸町のホームページ、町のホームページですね。そうすると、水鳥観察館だとか情報館だとかありますよね、そういうのは全然この中には含まれていないという、病院もか、今あるのはそのくらいかな、ちょっとわからないんですけれども、そういうことでいいんですね。

それから、このサーバーの関係と保守点検委託料、これは言ってみれば恒常的にかかるものですよね。例えば、今のページを更新するだとか、そういう場合はどういうふうになるんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今申しました個々の情報化推進の中に書かれている予算の関係、これについてはすべて役場に置いている、厚岸町役場だけのホームページの部分だけでございます。

それから、更新の関係でございますけれども、先ほど言いました保守料、それからリース料、これは恒常的にかかってくる、おっしゃるとおりでございます。それで、大幅な、例えばホームページの中身の形態そのものを大きく変えると、こういったような場合につきましては、これは別途その時々に応じた費用がかかってまいります。それがかかるとするならば、これはまた業務委託という形の中で、必要な年次にはそういったような形で別個に計上するという形に相なろうかと思っております。

ただ、今行っているのはホームページのいわゆる内容の更新だとか、こういったものについては今のシステム、自分たちでといたしまししょうか、それぞれの所属でいたしまして、それを全体的にこの情報化推進係が要約いたしますけれども、そういった中での内容管理をした上で切りかえると、ホームページの中身を更新していくというシステムになっておりますので、自前で行っているという状況に相なっております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ちょっと先走るかもしれないんですが、今ホームページを開設している水鳥観察館だとか、そういういろいろなセクションありますよね。それで、今年度の施政方針の中にありましたけれども、教育委員会の方にわたってしまって申しわけないんですが、海事記念館なんかのホームページを立ち上げようというようなお話なんですが、それはこちらに組み込もうとするのか、それとも全く別なルートで立ち上げようとしているのか、それについてはどういうふうに考えていますか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（藤田課長） 別ルートで3館、それから情報館と結びたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 各市町村だとか行政の関係でのホームページの作り方、いろいろありますからそれぞれが、厚岸の場合リンクしていけば届いては一応いくことになりますよね。そうではなくて、厚岸町のことは厚岸町のホームページの表紙を見ただけで、すべてがすぐそこにたどり着くというような考えでいった方が私はいいのではないのかなというふうに思うんですけども、水鳥観察館なんかは全く違うようになっていますよ。そうすると、その辺では厚岸町が何かリンクをたどらないといけないのではなくて、もういきなり水鳥観察館にたどり着く、情報館にたどり着く、海事記念館に行く、あるいは病院に真っすぐいくという方が私としては、せっかく厚岸町の行政組織ラインにあるにもかかわらず、リンクしなければならないというのは、私はちょっと、いや、大都市であればまた別かもしれませんし、物すごい国立博物館か国立劇場か何かだったら、そういうのでいいのかもしれないんですが、そこまでやらなければならないというのは、どういふことでばらばらにやらなければならないのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） おっしゃるように、ホームページとか情報発信の考え方というのは2通りあると思うんです。1つのプラットのホームの中に全部情報を入れてしまって、それを1つにして管理してしまうという方法。それから、私どもの方が今とっているのは、それぞれのプラットホームがありまして、そこでいろいろな情報の組み立て方をしていると、発信の方法もそれぞれ違ってきております。つまり、そこでホームページに使っているソフトの中身も違ってきていると。

それは、やはり施設の目的それぞれに合わせてつくるといふんでしょうか、見た方が見やすいようにとか、見た方が調べやすいようにとか、そういうような特徴を持ったホームページをそれぞれつくられていると。これを一緒くたにしてしまうという形になりますと、やはり持っているソフトの制約というのがある意味では出てくると思います。それと、もう一つは、容量的な部分の問題、こういった技術的な部分のこともクリアしていかなければならないというようなことがあると思います。

それで、私どもの方の今、町の方でやっているのがアイ広場という1つの固有名詞なんですけど、そういうソフトを使いながら、それぞれの所属の中でもってホームページに入れていくという形です。そして、でき上がったものをホームページの方として発信していくという形をとっているわけですけども、当然今の町の中に、こちらでホームページ出しているから入れないということではなくて、こちらの方に載せた方がいいよというものは当然含めていきますし、例えば、水鳥観察館で動画を中心としたようなものをつくっているというシステムがあるとすれば、やはりそちらはそちらでもって生

かしながらいくことがよろしいのかなというふうに思っております。

そうしますと、当然つなぐ方法としてリンクという方法があるわけでございますけれども、今やっている部分がすべてベストであるというふうには考えておりませんけれども、そういった組み合わせをしていくことも逆に利用者のためには見やすい、あるいは利用者のニーズに合ったホームページがつけれるという部分もありますので、なお今後も研究は進めていきますけれども、今それをすべて1本にしてしまうという部分については、いかがかなというふうに思っておりますので、今後も研究は進めてまいりたいというふうには思っておりますけれども、当面、今一緒にするというような考えがないということでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 利用者にとって一番いい方法がホームページをつくっている大きな意味だと思うんですよ。結果的に、だれも利用しない、あるいは見てもすぐ閉めてしまうようなホームページでは、やはりだめだと思うんですよ。ですから、そこは本当に厚岸の情報発信、あるいは厚岸町の住民が知りたい情報がホームページの中に入っているということが大事だと思うんですよ。ですから、私が言ったのは、一概に厚岸町のやり方が悪いというふうには思わないんですけれども、やはり情報を簡単に出やすくする、あるいはよりよい情報をきちんと得られるようなホームページになっていかないと、私は困るのではないかなというふうに思うんですよ。

それで、各課それぞれのお知らせあるいは新しいニュースだとか、そういうものを載せられていますけれども、今の厚岸町のホームページの容量というのか、これはまだまだ余裕があるのかなのか、そういう意味ではどういうシステムなんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 今、私どもの方のホームページというのは、プロバイダの中にホームページを盛ってもらっているということではなくて、町自体がそのサーバーを持っているという形になっていますので、そういう面での容量というような部分では、すみません、明確には今どのくらいあって何%くらいあるというようなことは、ちょっと調べなければあれなんですけれども、いっぱいいっぱいだというような状況ではないということでございます。細かい数字まで……。

●谷口委員 専門用語言われてもわかりませんので。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 2 時40分休憩

午後 2 時41分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 今、厚岸町のホームページを置いているサーバーの容量が80ギガバイトです。そのうち25%、約20ギガを既に使用しているという状況です。ですから、残り60ギガ、まだ余裕がある、4分の1しかまだ使っていないという状況でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、現在あと60ギガバイトの容量があるということなんですけれども、例えばこれを40、50使っていくとしますよね、今20だけれども、40にする、50にする、あるいはそこに張りつけるものだとか、いろいろなことによってまたちょっと変わるのかなと、文章だけだとか、写真だとか動画だとか、いろいろありますから、そのものによって変わってくるんだと思うんですけれども、80あるから60をいっぱいいっぱい使っても、いやいや60いっぱいいっぱい使えば、ちょっと苦しくなるのかもしれないけれども、50ぐらい使った場合には、なかなかそのホームページを利用するのがいろいろな障害が出てくるだとか、見るまでにえらい時間がかかるだとか、そういうものではないんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 100%使ってしまうということは、これはもう操作上の問題がありますから別にいたしまして、例えばそれが70ギガ使いましたというようなことによって、速度に著しい変化が出てくると、見る側の方にですね、そういうことはないと思います。それは、相互間のインターネットの環境、これによって変わってまいりますので、こちらの方の容量としていっぱいだから、それが直接影響出てくるということはないというふうに理解をいたしております。

●谷口委員 わかりました、いいです。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

10番。

●池田委員 住民基本台帳ネットワークの部分ですけれども、このうちの借り上げ料です。これが55%くらい減額になって103万円となっておりますけれども、130万円くらい減額になっておりますので、その内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

借り上げ料の関係でございますけれども、リースしている機器の、いわゆる年数といましようか、5年間継続して使ってきているという機械なものですから、これが6年目に入ったということで、リースの再契約の価格が10分の1になったというのが大きな理由でございます。それが減額の効果として出てきているという形に相なってございます。

●委員長（室崎委員） 他にございますか、4目。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

67ページ、5目交通安全防犯費。

13番。

●菊池委員 前年度と比較して48万8,000円の減なんです、この減の原因は何ですか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） まず、町民課所管の分で事業ごとに申し上げます。

交通安全指導員費で前年対比、これはマイナスではなくて、交通安全指導費は6,000円の増でございます。

それから、交通安全であります、こちらは前年対比10万4,000円の減でありまして、マイナス要因といたしましては交通安全指導者会に補助をしております中で、17年度、実は指導者会が利用しております車の車検がございました。その費用を前年度20万円補助をしておりました。失礼しました。18年度に補助をしておりまして、19年度はその費用がかからないということで大きく下がっている部分はそこでございます。

それから、防犯費であります、こちら厚岸地区防犯協会に補助をしております補助金でございます、今年度36万円を予算で見えておりますが、18年度、厚岸浜中地区を対象に実施をしております地域安全少年柔剣道大会が厚岸で開催がされました。その事業に対しての補助として20万円別に見えておりまして、これが今年度、前年対比で大きく下がる部分でございます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 そうすると、交通安全の方で10万4,000円、指導車会の車検費用で20万円、防犯費でもって補助が20万円、若干前後もあるでしょうけれども、交通安全指導員、現在規定何人中何人おられますか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 2 時50分休憩

午後 2 時52分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
町民課長。

●町民課長（久保課長） 時間をいただきまして申しわけございません。

厚岸町交通安全指導員設置要綱の中では、30名以内という規定をしております、現在25名の方に指導員になっていただいているということでございます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 設置要綱では30人以内で、今現在25名、男性、女性の割合はどうか。1人だったかな、女性は。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 規定上は、男女別の規定は持っておりませんが、現在、女性の方1名でございます。残り24名が男性ということであります。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 これひとつ、今交通安全社会なものですから、女性の動員というか、女性も結構ばりばりいろいろなとやっていますので、女性の採用もひとつ頭に入れて、2人でも3人でも、交通安全にお手伝いしてもらって指導員を推薦してはいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 町の委員会の委員の配置等の議論の中でも、そうした議論があることについては私ども承知しております、交通安全指導員につきましても決して門戸を狭くしているわけではございません。30名以内の中で25名の配置ということで、なかなか個人的にお願いをしても、拡大をできるということでも、これまでもなかったようでありまして、私ども今、担当しております、なかなか欠員を埋めていくこと自体も地域にお願いをしたりという、人選に苦慮をしているところであります。そういった状況は状況としまして、今ご提言ありました女性の指導員の配置につきましても、私どももそういう思いでありますので、新たな委嘱あるいは欠員を補充をしていくという段階での積極的な課題として受けとめさせていただきたいと思っておりますので、ご理

解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 5目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

6目行政管理費。

8番。

●音喜多委員 新年度から新たにというわけではないんですが、前年度、自治体合併を推進する意味では、そういった予算を盛ってきておりましたが、今回から自治体合併はさておいて、広域行政を進めるという考え方に基づいて、今回少ない金額ではございますが、そういう方向性に向いているのかなというふうにかがえます。

そこで、いろいろな情報を各市町村というか、釧路市は別にしても、管内の町村の中でやはりこのことは進めていかなければいけないという考え方に基づいているようでございます、漏れ聞く情報によればですね。

そこで、厚岸町は新たに、今年度から滞納整理機構が始まりますし、道全体での後期高齢者の医療問題に係る広域事業が始まるわけですけれども、管内の町村の中で話し合っていて、新たな動きというか、現在までの話し合いの中で、さらに新年度に詰めていかなければならないというものがあるのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

町長の執行方針の中にもあるように、当面は釧路支庁管内としては広域連携という形の中で進めていくという形の中で、既に18年度において町村会を含めて北海道からも、広域連携の方針について検討すべく、釧路地域の広域行政研究会というのを立ち上げた。その中で今、グループ検討をさせていただいておりますけれども、管内で検討されている内容といたしましては、行政上の諸問題を広域的に解決する方策に係る総合的な検討グループと、さらに国民健康保険事業の広域化に向けた具体的方策の検討、それから介護保険事業の広域化に向けた具体的方策の検討、廃棄物処理事業の広域化に向けた具体的方策の検討、これらを今含めて検討されているという状況でございます、これが年度内にある程度の方向性が出てきた段階では、次に向けてどういう新たな展開が必要になってくるかということも含めて検討されていかなければいけないと。今の段階では、まだ検討中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 わかりました。そういう状況を私の方も伺ってはいるんですけれども、今

言われました4つの課題というか、当然これはほかの地域でも過去に取り組んできたという実績はあるわけですし、それが町村の合併に基づいてまた白紙に戻ったという経験もありますけれども、ぜひこの4点、当面お互いに共通する課題の中で、このことについては研究していきましょうとか、話し合っていくましようとかいうことになっているわけですから、当然、厚岸町も積極的にそのことに加担して研究とか、考え、意見も言っていくことになると思いますが、ぜひその辺を積極的に取り入れていただきたいなと思うんですが、その構えについてももう一度伺わせていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 地域行政の効率化という形の中では、どうしてもやっつけていかなければならない問題と押さえていますので、当然今の研究会も含めて、今後に向けても問題整理に当たっていきたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 休憩します。再開は3時30分。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

69ページ、6目行政管理費です。

12番。

●谷口委員 町史編さんでお願いなんですけど、厚岸町の歴史をきちんと後世に伝えていくという大変貴重な仕事だと思うんですよ。それで、割とよかったこと、それからすごくいろいろな形で常に日が当たっている、歴史として残っている部分というのは、みんなクローズアップしていろいろな意味で取り上げるし、ある程度重要な問題として位置付けて、こういうものには必ずきちんと残っていくということがあるんですけども、やはり厚岸町が今までに今日に至っている経過というのは、そういうところだけではないはずなんです。ということから考えると、余り言いたくないことでも、やはりきちんとした形で残しておかないとだめではないのかなというふうに思うんですよ。非常に過酷な労働を強いられた人たちの歴史だとか、どういう地域でどういうことがあったのかとか、そういうことをきちんとしておくということと。

もう一つ、産業形態が歴史とともに変わってきます。漁村では、魚とか昆布とれなくなったら漁村でなくなりますから、地域の形態は自然と漁獲の仕方だとか、そういうものが変わってきても同じように進んでいますけれども、山の方へ行きますと、やはり開拓に合わせたさまざまなことが行われてきて、今ではもう炭焼きなんていう人はほとんどいないわけですよ。ですけども、そういう山林にかかわって山の中で生活していた

という人は、町内ではあちこちに結構あるんですよ。ですけれども、それがもう戦後のエネルギー革命だとか、いろいろなことがあって、そういうものにはもう見向きもされない時代に今なってしまったんですけれども、実際にはちょっとした集落としてあったところまで、今ではもう原形をのぞむことができないくらい、もう変わってしまっているところがいっぱいあるんですよ。やはりそういう人たちのことも忘れてはならないと思うんですよ。

ですから、そういうことを知っている人たちの声を今のうちにきちんと聞いて、どういう地域にどういう部落があったのか、地域があったのかということをやっておかないとだめではないのかなというふうに私、自分もいい年になったからわかるんですけれども、それまでは全然、若いうちはどうということにはなかったけれども、やはりそういう先達があったことによって、今の厚岸町内の地域というのは成り立ってきているわけですから、その辺の調査もきちんとしていただきたいなというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 町史については、資料編4巻と通史編3巻という形の中の作成を予定しています。その中で、やはり今、質問者言われるとおおり、厚岸町の歴史そのものをひもといていくときには、それぞれ地域の問題もあるし、今言われたいろいろな問題もございます。

それで、町史を作成するに当たっていろいろな意見がございまして、当然その問題は大きい課題だという形の中で言われてございまして、今までの間に地元編集委員さんの中で、それぞれの地域に行き入り込んで、そういう先人の方々のあったことを含めていろいろ聞き取って、それで今資料を整理している状況にございます。

ただ、それも今後の形の中で、どういう形で町史編さんにあわせて生かされていくかというのは別として、やはりきちんとして地域の声を聞きながら、私たちの知らないところの内容というのは絶えず押さえておこうという形の中では、大部分の地域は既に大体聞き取りは終わってきて、あと残っている分は郡部にとってもわずかで、あと市街地の方が少し残っているという形になってきてございます。

質問者言われるとおおり、当然、厚岸町の歴史を掘り起こしていく中で大事なことだと思いますし、それを思って町史編さん作業に当たっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ただ、私思うんですけれども、地域でどういうふうに行っているかというのは、私かかわっていませんからわからないんですけれども、実際に例えばAという地域に住んでいる人でも、その人がAの端にいて、反対側のことというのは昔の場合はほとんどわからないんですよ、僕らみたいに田舎者は特に。同じ尾幌の、僕は尾幌の出身ですけれども、尾幌の地域であっても、尾幌というのは沢ごとに集落がありますから、そ

うちの集落は何している人がいるか、何という地域があるかという、昔は歩いていかなければならなかったんですから。そうすると、例えば反対側において、その反対の山を越えたところに何という村があったのかなんていうところまではいかないと思うんです。そうであれば、やはりそういうことを知っている人がいないかどうか、いろいろな形で広報を通じて調べたり、もしそういうことがわかっている人がいれば、教えてほしいというような投げかけもやはり町民に対して必要ではないのかなと。

ですから、昔その部落にいた人が、もうそれを超えて違う地域に今住んでいるという人も町内でもいるんですよ。そうすると、やはりそういう人のつながりだとか、そういうものも含めて調査はしてほしいなというふうに思うんです。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的には、今現在健在であられて、今話を聞かなければならないという形の方もおりますし、当然その中から幅の広がりもございます。したがって、1回で終わるという認識でもございません。その話によっては、また道の文書館へ行って、またいろいろなものを調べてみたり、町の学芸委員とかも含めて、そういう資料も集めながら、さらに検証できる資料もそろえながら話を聞いていくというような形でとり進めてきていますし、今後においてもまだ新たな歴史の中でも、例えば1つの問題をとらえると、もう町の中に人が住んでいるとなると、そちらの方から話聞かないと詳しい話につながらないなとかという話も出てきますので、それらについてはやはりその必要性を考えてございますので、追って連絡をとりながら、そういうふうにまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

●委員長（室崎委員） 6目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

7目文書広報費、8目財政管理費、9目会計管理費、10目企画費。
8番。

●音喜多委員 歳入の時点でお聞きしておりました、地方が頑張るというか、そういう新しい考え方というか、企画を持つ地方に対しては、交付税の中で国がみますよというか、地方が大きな声をとというか、上げることによって、国も応援しますよということになっているようでございます。

実際に、厚岸町としては、歳入の時点で二、三言っておられましたが、これに呼応するような形を今考えているのかどうか、改めてお尋ねいたしますけれども、この国の考え方に基ついて何をしようとしている案があるのか、あればそれをまず一番先にお尋ねしたいなと思えます。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

先日、税財政課長の方から答弁あったとおり、国が示している一つの案的な形の中で、プロジェクトの策定の中では、例えば少子化問題等も含まれて言われてございました。ただ、いずれにしても具体性に欠ける状況の中で、今現在、厚岸町でその取り組みを考えているのかという形の中では、具体的にはございませんということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そうしますと、今、国がそういうのろしを上げたというか、呼び水を各地方に示しているわけですがけれども、厚岸町としてはそれに呼応してというか、そういう施策に乗るか乗らないか、まだその判断の見極めはついていないという考え方でいいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） まだはっきり言って、詳しい情報が不足しているという形でございます。その中でも必要なものはやっていきますけれども、ただその中でこの事業そのものが成果がはっきり見えてくるような形でないと対象にならないという難しい課題がございます。そういう中では、今の段階では考えていないという形でしか答えにならないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 ご指摘のとおり、求められているのは成果なんです。実績をやるということ、手を挙げて、それなりに金がついてくるけれども、それには実績が求められていると。国の予算が今まだ決まっておりませんが、ほぼそのままいくであろうと思うんですが、言われていることは国はそういったことでの地財計画含めて、その中では福祉、教育、それから医療費関係については、それ相応の予算をつけて地方がそういうものに施策を講ずるならば、それなりのものを出そうという考え方で今言われているのか、そういったことでは今、課長が言われるように、まだ闇の中というか、明確になっていませんから、ここで私が踏ん張ってみても、国の財政がはっきりして、そうすると一般質問の中でそういう提言をするというのかな、提起をするという形が望ましいのかなというふうに思います。

今の時点では、そういう国の考え方に対して、厚岸町としてはやるかやらないかと、もうそこではっきりしてしまう、今の時点ではちょっと早いような気がするんですが、ぜひ私からすれば、この際、地方も停滞しているというか、大変、厚岸町もそうかとい

って背伸びをして何ができるかということになれば、非常に疑問視せざるを得ないところがありますけれども、やはり今後はちょっと私どもも知恵、そしてまた職員の皆さんも、またそういった過去の経過というか、経緯を踏まえて、しっかりまちづくりというか、まちおこしというか、住民とともにというか、そういったことでやっていかないと、このままでは何となくただ先細りしてしまうような気がしてならないんですよ。そういったことで根性決めて、ぜひこういう裏づけというか、そういうものと呼応しながら、まずやってみませんかという気持ちでいるんですが、その辺はまだ全然発案の段階ですから、それは何と言えるかわかりませんでしょうけれども、町長あたりはどういうふうに、財政課長含めてどういうふうに思っているのか、その辺の内部の協議も全くしていないということになりますか、その辺はいかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

安倍内閣の目玉と言ってもいいことになろうかと思いますが、今ご指摘ありましたとおり「頑張る地方応援プログラム」、地方自治体としては先ほど担当課長からお話ありましたとおり、詳しく承知できないという現段階であることは事実であります。

しかしながら、その大まかな中身というのは、既にきておるわけでありまして。すなわち、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずるとというのが主たる目的であるわけでありまして。しかも、そのプロジェクトの募集年度は、平成19年から平成21年までの3カ年ということに相なっておるわけでありまして。

ところが、すそ野が極めて広いんです。現実にも今、厚岸でやっていることも、その1項目に入る場合もございます。そういう意味において、全く新しい事業を起こして、その支援策をいただくのかということになりますと、その具体性も今指摘ありましたとおり、全くわからない。はっきり言って、もう既にやっていますよと言っても過言でない項目もあるわけでありまして。

詳しく言いますと、地域経営改革プロジェクト、地場産品発掘ブランド化プロジェクト、少子化対策プロジェクト、企業立地促進プロジェクト、定住促進プロジェクト、観光振興交流プロジェクト、まちが再生するプロジェクト、若者自立支援プロジェクト、安心・安全なプロジェクト、環境保全プロジェクト、その他ということになっているわけございまして、ブランドと申しますと、厚岸のカキという端的に一つの例ですが、これが今日の厚岸の経済の産業促進に大きな貢献をしているという事例もあるわけなんです。しからば、これを新しい事業として認めるのかということも言えるわけでありまして。確かに今日このような経済状況の中で、新生厚岸または再生厚岸をつくるにはどうしたらいいかということについては、取り組んでいかなければならない課題でありますので、この支援プロジェクトができたということについては、我々もこれからも大いに利用しながら、厚岸町の新生そしてまた再生をつくってまいりたい、かように考えております。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そういう考え方で、ぜひこの機会に既存の取り組みがいいのかどうか、それをまた進化させるというか、一步ステップを踏んだやり方をさせるのがいいのか含めて、ぜひ庁内の中でそういう考え方を検討していただきたいというふうにお願ひしておきたいと思います。答弁は結構です。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

11目財産管理費、12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

81ページです。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目道知事道議会議員選挙費、4目町議会議員選挙費、6目参議院議員選挙費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

6項1目監査委員費。

95ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

12番。

●谷口委員 一番最後の社会福祉施設整備事業工事請負費210万円なんですが、奔渡保育所の改修ということになっています。旧奔渡保育所トイレ改修ということになっていますけれども、この奔渡保育所の今後の利用計画というか、これは何か定まったんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

現在、奔渡保育所、遊休施設の有効利用ということで課題としてとらえている中で、まず現在は地域的には奔渡地区自治会の寄り合いといいますか、そういったことで2階の一部をご利用いただいております。あの施設につきましては、社会福祉施設としての活用をするということが、これまで国庫補助金を受けて建てた建物の関係から、そういったことが必要になってまいりまして、その後、そういう利用をしながら、現在は障害者自立支援法が昨年4月から施行されておりますけれども、その中で地域活動支援センターというものを市町村に必ず1つ設置するということになってございます。これは現在、厚岸町においては真栄町にあるパン屋さん、ポテトハウスが地域活動支援センターの役割を果たしているわけですが、今後、養護学校の卒業者あるいは在宅の障害のある方々が就労をするために地域に出てまいりますけれども、現在の施設では、ポテトハウ

スですね、ちょっと手狭であります。できたら、10人以上の、現在利用者5人ですけれども、10人以上の利用をもって広く受け入れる体制を実は考えているわけですが、そのための施設として奔渡保育所を何とか有効活用できないかと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、これはあれですか、支援センターとしての機能を持たせた施設にしていくと、全部ではないんでしょうけれども、奔渡町の自治会との絡みもあるでしょうから、その辺ではそういう絡みで話を進め、そしてそれに向かってのトイレ改修も行うんだということなんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今、地域活動支援センターの考え方をお示ししましたけれども、具体的なこの内容についてはまだ奔渡の住民の方にはお伝えしていない状況ですけれども、今は2階の右半分というか、道路側を自治会の方でご利用したいというものですから、その利用に係る部分の2階のトイレ、といいますのは、夜等の会合も多いし、昼の会合も結構あるんですが、お年寄りが1階の、2階には実は子供用のトイレしかないんです。1階の職員用トイレまで行くと、相当足腰に負担のある方も利用なさっているものですから、それをまず改装をして、あの部分はまず何とか地域の利用できる場所を早目に確保したいということで、全体を考えたトイレ改修ではなく、2階の一部の利用を考えたトイレ改修ということで考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、結果的には2階の一部ですよ。社会福祉施設として考えているのは、そうしたら下の部分なんですか。それとも、下と2階の残った部分も含めてという考え方でいるんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） すべて社会福祉施設という考え方で、地域で今ご利用なさっている部分は、何とか老人憩いの家という形の中で考えていきたいと。ただの地区集会所という形では、ちょっと社会福祉施設として認められないという見解が出ているものですから、何とか施設としては老人憩いの家という形で考えていきたいなと思っております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 地域の自治会等での使用目的かなという話を聞いていたんですけども、2階がお年寄りの方々が使うと、非常に足の悪い方たくさんいるんですよ。足も悪いし、腰も悪いし、結果的には2階に上がれない人はどうするのかということになると思うんですけども、そうするとこのままでは社会福祉施設としての機能は果たせるのかなというふうに思うんですが、立派なエレベーターはちょっと無理かもしれないけれども、例えば階段を上り下りできるような、簡易と言ったら、また安全性の問題もありますから、そういうものも含めた、そういう方々に対する新しい施策も一緒に考えられた方がいいんじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 実は、この奔渡保育所の2階の一部を地域の方々とどう使用をしていくかということをお話してございます。そこで、玄関から入って靴を脱いで2階に上がっていくわけですけども、そういったルートを確認しながら行ったのは、幸いにも子供が利用していた施設、それを念頭につくった施設なものですから、まず階段が広い、それで手すりもついている。ただ、これはもう片方の方にも手すりが必要だなという話はしていますけれども。それと、蹴上げというんでしょうか、一般の家庭よりもはるかに低く、スムーズに上がっていけることがあそこの利点でございまして、ここは何か、確かに車いすの利用者とかも利用することも想定しなければなりませんけれども、自治会との話の中ではここの部分は現状でいいのかなと。ただ、そういったように下でやらなければならないようなものについて、これはできるように考えていかなければならないというふうに思いますけれども、まだ施設をどう具体的に、どの辺をどう使うかということの中で検討をしたいなというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 せっかくやるからには、結果的に一部の健常者だけが使える施設になってもまずいと思うんですよ。そういう目的を持たせたのであれば、やはり多くの方々が使えるような施設として考えていただきたいなというふうに思うんですよ。今でも結構、私も近くに整骨院だとかある病院があって、そこにかかってさまざまな治療をされて、そして「ああ、よかった」と帰っていく人を結構見かけるんですよ。そういう人を見かけると、現役の人であっても、そうやって頑張っているのに、現役を終えられた人が利用する施設ということになると、やはりもう一工夫していただきたいなというふうに思うんですよ、どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今後、できるだけ早い時期に計画をつくる中で検討をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 1目、他にありませんか。

（なし）

- 委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

2目心身障害者福祉費、ございませんか。

105ページ、3目心身障害者特別対策費、ありませんか。

4目老人福祉費。

8番。

- 音喜多委員 質問とか、そういうことではないんですが、実はこの言葉が出てきてから私非常に疑問を持っているんですが、老人福祉の中で今期から始まる後期高齢者と、後期という位置づけとか、こう言えば後期なんでしょうけれども、75歳以上ということになればですね。でも、これもうちょっと、私は温かくないなとか、言い方としてはですね、もうちょっとこれを言いかえることができないものかと、行政の中にそういった私情的なことを入れたらまずいのかもしれませんが、担当課としてはどう思うのかなということと。

もし、このことに私のように疑問を思うとか、異をとらえられるような方がいれば、これから組織を、もう既に立ち上がっているんでしょうけれども、新しく始まる中でこれを変えていく、呼称をもうちょっと温かみのある対応をとれないものかなと思うんですが、そう思う自体が、私自身がまずいのかなという思いもあるんですが、福祉課長としてはどう思われますか、ちょっとその辺伺いたいと思うんですが、いかがですか。

- 委員長（室崎委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

委員おっしゃるように、言葉の使い方として冷たいといえ、感じ方としてはそうかもしれない。ただ、私ども割り切って使っておりますのは、この後期高齢者と相対して前期高齢者という区分も現実にございます。それは何かといいますと、従来、70歳以上の方々を老人保健医療制度で見ようという制度が見直しがされました、平成14年でありましたが、70歳以上を5年間かけて75歳まで引き上げようではないかということで、この後期高齢者という対象者はどこかといいますと、75歳以上の方々なんです。75歳未満の方々は、国民健康保険とか医療保険に残っているわけです。その方々を制度上、前期高齢者という位置づけをしております。なくしてもいいのではないかと単純に思われるかもしれませんが、保険運営をする立場からいいますと、法律改正で制度としてそういう新たなものができたと。年齢を引き上げていくことによる影響度というものも、我々としては国に対するいろいろな支援制度を求めていく中でも、これだけ負担が大きくなっているんですよという、そういう情報を統計上つくっていくためにも、この5歳のブロックの人たちというのは必要になってまいります。そういう意味で、私どもは割り

切って前期・後期という使い方をさせていただいておりますので、その辺は今の時点ではしばらくの間は、こういう前期・後期という言葉が残ってやむなしかなというところと考えておりますので、そこは冷たいぞというご意見ありますが、割り切って考えていただければと。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 当然、仕事上というか、医療費のそれはもう年いくと、あっち行ったりこっち行ったり、そして病院も1つ、2つだけでなく、結構日中、病院をはしごして歩くという高齢者もいるようでございますけれども、そういった後処理というか、医療費の関係で、そういう区分の仕方をしなくてはいけないかもしれませんけれども、私はそのことよりも人間としてきちんと、そういう扱いをしていただくなれば、もうちょっと事務处理的な物の言い方ではなくて、人間としての扱いらしい呼び方もあるのではないのかなとつくづく思っている一人でございまして、本当にどうしようもないということであれば、それはいたし方ないことでしょうけれども、やはり今日まで頑張ってきたお年寄りを医療費の区分の仕方ですという言い方をするというのは、私は余りにも冷た過ぎるというか、味のないやり方だなというふうに思っております。

そんなことでは、担当者がそういうことでなれるのではなくて、それは仕事上、そういうふうに区分けしなければいけないかもしれませんけれども、しかるべき機関のところには会合に出ることもあるだろうし、そういった折には、そういうことを何とかならないものかというか、一般的に社会に出て呼ぶ場合は、ちょっとやわらかいというか、人間らしい扱いをするような言葉になれないものかというご提言をいただければありがたいなと思うんですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） その心情といたしましうか、言葉の使い方に対する温かみがないということに対しては、私も理解できます。

しかし現在、厚生行政で使われている区分としてはやむを得ない状況、といたしますのは、これは厚岸町のみならず、全国的な問題です。ご案内のとおり、老人とは民法では65歳以上なんです。しかしながら、今日だんだんと長生きをしてきたと、お年寄りが多くなってきたという中でのやむを得ない区分であるのかなと思っております。厚岸町の老人クラブ、また敬老会等におきましても、本来でありますと65歳以上が対象なんです。しかしながら、まだまだ元気なお年寄りが多いわけでありまして、私はまだ対象外だという元気な人もおりますし、また仕事上、現役の方もいるわけでありまして。

そういう現在の社会状況の中で、厚生行政としてこのような言葉を使って区分をしているという状況にあるのではなかろうかと思っておりますので、その心情はわかりませんが、行政上からいいますと、このような区分になっておるということでありますので、私が言ったからといって国が直すかどうかわかりませんが、貴重な言葉としてこれからも承りながら、機会あるごとにそういうお話もしていきたいなと、私自体思っ

おりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 高齢者バスの乗車券の助成なんですけど、交付状況と実際に利用された状況について説明をしていただきたいと。

それから現在、老人福祉電話はどれくらい利用されているんですか、何台利用されているのか、その増減みたいなのはどんな具合なのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

18年度の状況でございますけれども、交付させていただきました人数が1,411人でございます。券面額につきましては4,500円という状況でございます。年度末までの利用率につきましては今盛んにお使いいただいている最中でございます。日々進展していくところではございますけれども、最終的には70%程度の利用率かなというふうに考えているところでございます。18年度の予算総額450万円でございますが、この範囲で使われるものというふうに考えております。

それから、もう一つの老人福祉電話でございます。これにつきましては、独居高齢者で、なおかつ低所得世帯ということで貸与させていただいているところでございます。電話台数は18台、私ども用意をさせていただいております。これの利用状況でございますが、17年度、18年度とも9台という状況になっておりまして、19年度につきましても9台を見込んでいるところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 この高齢者の乗車券助成なんですけれども、交付が1,400人ぐらいあって、実質的には70%程度の利用と。結果的には、そうするとこれは前年度等も含めて70%程度の利用できているというふうに理解をしていいのかなのか。それと、結果的に利用されなかった理由はどういう状況であるのか、その点についてもう一度お願いをしたいというふうに思います。

それから、高齢者の独居福祉電話の貸与、これについては半分の利用に今なっているわけですが、これについては制度等の周知がきちんとされているのかなのか、残念ながらその制度を知らないまま暮らしているというような人等についてはどのように押さえようと。例えば、保健婦の家庭訪問だとか、いろいろな形があると思うんですが、そういう中での周知の仕方、これらについては今どうやって進めているのかお尋ねをいたします。

以上です。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 高齢者のバス券の助成の関係でございますけれども、過去の利用状況を少し申し上げたいと存じますけれども、16年度につきましては64.93%、それから17年度につきましては79.85%という状況でございます。この要因といたしまして私ども考えておりますのは、1つは釧路市内への高齢者の通院のための利用というのが結構あるわけでございます。近年、18年度に入りまして、町立病院への回帰というようなこともありまして、少し下がっているのかなというふうに考えておりますし、また老人クラブ等々のお話をお聞かせいただいてもいるんですが、元気な方につきましては券をいただいても極力乗らないようにしようとかというお話もされているような状況も聞いておりますし、まだ元気な方につきましては免許証をお持ちでございます。そちらの交通手段でもって移動される、そういうような事情から、こういうような数字になってきているのかなというふうに考えているところでございますが、18年度、最終的にまだ数字が固まっておられませんので、そういう点ではもう少し結果を見ながら分析をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

それから、老人福祉電話の貸与の関係でございますが、確かに制度周知につきましては、私どもの担当係に所属しております保健師あるいは包括支援センターの職員が訪問する中での口コミということに専ら対応しているところでございまして、大々的に広報に載せるとか、そういうようなところまでの取り組みにはなっていないのが現状でございます。訪問先でいろいろお話を聞いていただく中では、既に電話をお持ちの方が結構といたしますか、ほとんど持っていらっしゃるというような現状もありまして、過去に利用された方の範囲の中で、引き続き使われているというような実態にありますので、そういう点でご理解をいただければというふうに存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、今このバスの乗車券は、町外も含めて利用できるということになっていきますから、今の課長の話聞いていると、ある意味、病院の評判というのは悪いんですけれども、そういうのもある意味では影響するのかなというふうに聞いてきたんですけれども、その年どしで変わってくるということになるんだなというふうに思いますね、これを見ますと。16年度と17年度でこれだけ開きがあるということは、やはりいろいろなことが影響しないと、これだけの差は出ないのではないのかなというふうに思うんですよ。わかりました。

ただ、この福祉電話については、やはり一定の保健師だとか、包括支援センターの専門員の方々だけではなくて、町としてもそういうふうに至った家、あるいは常にそういう方々がどういう状況であるか押さえる中で、貸与が必要な家庭には積極的に利用してもらおうという対応をとっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

福祉電話の貸与の件でございますが、おっしゃられますとおri宣伝といたしますか、お知らせする方法等々、もう少し検討が必要なのかなというふうに考えておりました、そこら辺も含めまして19年度の中で事業の進め方についていろいろと知恵を絞ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） それでは先へ進みます。

113ページ、5目国民年金費、ありませんか。

6目自治振興費、7目社会福祉施設費。

119ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

8番。

- 音喜多委員 新しい今年の町が目玉の1つのあれとして、妊婦の健康診断の通院助成費ということであります。この算出というか、何名というか、過去のデータを町内で出生される方々を見て、この数字が出たろうというふうに思いますが、何名当初見込んでございますか、初年度として。

- 委員長（室崎委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） 妊婦健診でございますが、これの算出でございます。厚岸に産科がないというようなことで、大半の方々が釧路市へ通院しなければならない、そういう厚岸の地域的な事情がございまして、妊婦さんの出産に係る負担の軽減を図るというようなことで、妊娠健康審査受診の勧奨につなげたい、そういうような思いからこの制度の創設を考えたところでございますが、交通費相当額というのを考えておりました、JR運賃であれば1回往復1,800円、13回から15回行かれますと、2万3,400円以上になる状況でございます。また、自家用車の燃料代で考えてみますと、単価130円で10リットルかかったといたしますと、1万9,500円かなというようなことを考慮をいたしまして、1回の妊娠でもって出産に至るまでの間の通院につきましては、助成額を一律2万円に考えたところでございます。

対象者でございますが、厚岸町内の出産者、近年の状況を見ますと、大体100人程度、1年間にお生まれになる状況でございます。この方々のお母さんを支援すると同時に、初年度でございますので、実は既に妊娠されていて4月1日以降、お生まれになる方々もいらっしゃるだろうなというようなことも考えまして、その方々を70人見込んでおります。したがって、170人というようなことで金額が必要になるわけですが、当初予算の中ではそのうち103人を見込ませさせていただいた、少し差が出てまいります。その部

分については、状況を見ながらの対応ということで考えてみたいなというような状況でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 大変よくわかりました。

1人2万円が高いのか安いのかということか、そういうことにもなるのかもしれませんが、根拠として交通費ということで13回から15回ですか、通われると、経過を見なければいけないということを勘案すると、こういうことだということなんです。

最終的なこの支給方法というか、どういう形でというか、何かの助成とか、あるいはお祝いという形なのか、その辺の直接、当事者に対する支給方法はどのようなふうにお考えになっていらっしゃいますか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 支給方法でございますが、一般的にはおめでたの状況が判明いたしますと、医師の方から受診した旨の証明書が本人に交付されます。本人は、それをお持ちになって、母子手帳の申請を私ども保健介護課健康づくり係にまいります。その段階で、これの申請書を提出していただく。その申請を受けまして、妊婦さん本人の口座にこの対象額を振り込みをさせていただく、そんなような仕組みを考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そうすると、一応母子手帳をいただく段階でと、医者 of 証明書をいただいと。その後についての経過については、例えば不幸にしてということもあるわけですが、そういったことは一切考えていなくて、妊娠ということでの証明をいただいたら、それはそれで支給して終わりというか、そういうことで後からのあれはないよという考え方でいいわけですね。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） おっしゃられますとおり、不幸な事態につきましては、想定の中では検討はいたしましたが、不幸な事態になりますと、それはそれなりに大変費用もかかるような事態もございます。そこら辺差し引きはしないと、交付したきりの中で何とか対応をしていただいと、できれば元気なお子さんを誕生させていただきたい、そのような思いから、このような制度にしたいなというふうにご考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

3番。

- 南谷委員 126ページの床潭の保育所の関係の500万円の計上についてお尋ねをさせていただきます。

たしか、この床潭の保育所の壁、天井から雨漏りをするということで、この改修計画の数字が計上されておると認識をしておりますけれども、いつごろからあの保育所の今回直すに至った雨漏りというのは発生しておられたのか、現状今どのような形で児童の皆さんが過ごされているか、状況についてお伺いさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

平成15年に十勝沖地震が起きました。その十勝沖地震の修繕後において一部、これは西側、床潭小学校側だったと思いますけれども、一部雨漏りが発生し、それを直ちに修繕をさせていただきました。翌年の平成17年の秋ころ、今度は南側の、要は園庭側の窓の一部に水が流れてくるようになったと。それから、平成18年、これまできたわけですが、18年度秋ころに、今度はホールの上、つまり斜面でいきますと、今度は厚岸側の屋根の方、こちらの方にもちょっと出てきたということで、3カ所ほどの雨漏りが確認されるようになりました。私どもは、この3カ所目を発見する前に、何とか早目に修繕したいなというふうに考えていたところに、去年の秋ころ、また1カ所発生したわけでごさいます、それにあわせて今回、19年度に改修をさせていただきたいなということになったところでございます。

- 委員長（室崎委員） 3番。

- 南谷委員 私も、よく床潭の方に出向くんですけれども、浜の父兄の皆さんからおいおいと、厚岸町は子育て支援ということで非常に取り組んで、町長以下おられるんですけども、子供さんたちがせっかくお昼寝するところが、雨降りだと枕を持って移動しなければならいんだと、いつまでそういう状態が続いているんだと、こういうご意見が非常に多いんですよ。で、今回計上していただいたと。やはり一日でも早く、しっかり改修工事をしてやるべきだと私も考えますし、なるべく早目に今回予算計上されたんですけれども、いつころまでに工事の完了というんですか、実際に着工されて子供さんたちに安心して部屋を使えるようになるというのは実際、手続等もあるんでしょうけれども、私はなるべく早期に取り組んでやるべきではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 実は、工事の日程については、今後、建設課サイドと調整をさせていただくことになっておりまして、できるだけ早く着手できるように調整していき

たいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

16番。

●竹田委員 1目の次世代育成出産祝い金のところで、出産祝い金のこの部分については3子目からというふうに伺っていたんですけれども、予想で計算されたと思うんですけれども、その内容についてお聞きしたいんですけれども。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

次世代育成出産祝い金150万円の内容につきましては、まず第3子が5万円といたしまして20人を見込んでおりまして、この20人というのは昨年度1年間に第3子の誕生が15人見られております。これに5名ほど足させていただいて20名、これで100万円計上させていただいております。また、第4子については10万円が3人、計30万円でございます。前年度は第4子が1名誕生されております。さらに、第5子以降につきましては、第4子と同じように10万円、2名を見込んでおりまして20万円、前年度においては第5子は2名の方が誕生されておまして、計150万円とさせていただいている内容でございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 町民の一部から、3子目からというのは初めての出産祝い金ということで、一般質問もさせてもらったんですけれども、できれば1子目からにさせていただきたいという要望が非常に強かったと。今回は、3子目、4子目、5子目ということで予算を組んでいただいたわけなんですけれども、できれば先ほども聞いていました年大体、去年の12月現在で94名だから年間大体100名くらいの出産で、金額は幾らというふうに言えませんが、1子目からという方向性の、今年度はこういう計上をさせていただいたということについては深く感謝したいなというふうに思うんですけれども、これからの見込みとして1子目、2子目という部分について考え方はあるのかどうか、ぜひお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

今般、第3子目ということでご提案させていただいている内容でございますけれども、これは急速な少子化の流れが、国の合計特殊出生率が本来2.08あれば人口を維持できるというような、実はそういうような内容になっておまして、ただこれとは現在1.25ですから、かなり大きな差がございますけれども、厚岸町の実態においても調べましたと

ころ、3歳児までのお子さんを持つ保護者が実は第2子まで持たれているご家庭が一番多い状況なんです。そこで、第3子以降というのが、政策的にそこら辺から考えたわけですけれども、これをさらに第1子からという部分については、今回これをまとめる中では、なかなか財政的に広く行き渡るような形では、ちょっと難しかったなというふうに思っております。

今後につきましても、実はこの出生の状況がもし変わるとすれば、さらにこの出産祝い金も増額になっていくわけでございますから、そういったことをもう少し時間をかけた中で考える必要があるかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 片方では、削減せい、削減せいという部分で、この出産一時金については出してほしいという部分で、非常に矛盾したことを自分自身も言っているなというふうには思うんですけれども、根本的な出生率という部分と、それからいろいろな部分での人口割、面積割で補助金の対象となる、そういった部分で出生率を上げるのは、本当に2人、3人産んでいる方を4人、5人産んでくださいというような形の出産一時金になっているわけですよ。2人産んだ方は、3人、4人、5人といった方がいいぞという、そういうような形の出産一時金になっているわけです。たくさん産むということが大変難しい世の中になっていっているのが事実だというふうに把握されているとは思いますが、できれば、金額は多少なりとも1子目からの出産祝い金をぜひやっていただきたいなというふうに思います。ぜひ、早目の検討をされるようお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

そもそも、少子化対策といいますのは、国挙げてやることであると私は認識をいたしておるわけでありまして。しかしながら、今日、厚岸町も少子化の傾向にあるわけでありまして。しかも、また出生数よりも死亡者数が多いという現況にあるわけでありまして。すなわち、厚岸町は人口減少社会を迎えたということでありまして、私といたしましてはやはり子供は厚岸の宝です。少子化することによって、将来の厚岸は大変なことに相なるわけでありまして。

そういう意味で、少子化対策として何ができるのかなと、議会においても論議をいただいたところでありますが、そういう中でやはりお母さん方の声としては、子供を育てるには経済負担が多いということがパーセントでは一番大きいわけでありまして。そういう意味において、今回は新しく5つの施策を持って子育て対策をいたしたいという考えを持ったわけでありまして、その中で祝い金であります、1子からと、私も財政的余裕があるならば、そういう姿勢で臨みたいと思います。

しかしながら、今日の厚岸町の財政では大変であります。そういうことで、第3子から祝い金をあげましょと、そして心から喜ぶと同時に、厚岸のためにもこれから大きく立派な成長をいただきたいという願いを込めてお祝い金をやろうということに相なっ

たわけでありますので、本年がそういうスタートでありますので、これからのまたいろいろな社会状況並びにお母さん方の声も聞きながら、財政的余裕があれば、そういう方向に進むこともあり得るのかなということでありますが、現在の厚岸の財政状況ではやはり第3子からとういことでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 その他へき地保育所、私設保育所運営費432万円、この内訳について説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

432万円の補助金であります。これにつきましては、町内に3つの地域で地域の自治会や、あるいは父母会などが独自に保育所運営をされる箇所がございます。1つは片無去保育所、1つは若松保育所、さらに19年度からは加えて尾幌保育所ということになっている予定でございますか、これに対して町として運営費補助金をこれまで交付させていただき、地域での適切な保育運営に役立てていただいたところでございますが、今般、これまでの補助金を月1万円増額させていただきまして、一月1カ所12万円掛ける12ということで、1カ所当たり144万円、これを3カ所ということで432万円の計上となっているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 これは、いずれも今まで使っていた保育所あるいは公共施設を使っただけの保育ということになりますよね。それで、私設保育所ですから、結果的には施設の例えば修繕だとか、そういうものは当然、厚岸町が行っていくということになると思うんですが、町が負担しなければならない部分、あるいは私設保育所が負担しなければならない部分はどのようなふうに分けているのかお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 町内の保育所、まず片無去と若松につきましては、地区の集会所を利用してございます。このことにつきましては、後ほど町民課長からご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、私の方からは尾幌保育所における地域の保育所運営でございます。これは、地域の保育所として建設した町の財産でございますし、それを地域で保育を行っていただくもの、基本的な町の財産として、その修繕、保守点検については町の方でさせていただくということでございます。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま尾幌の保育所運営についての答弁がございましたが、片無去、若松の2カ所につきまして、地区集会所を使用しての私設保育所の運営でございます。考え方は同じように、施設の維持管理に関するものは町が負担をするということで、これまでもそういう利用をいただいているということでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、施設の保守点検あるいは修繕等は当然、町が行っていくというふうに理解していい。それで、今回この144万円は人件費に相当する分なんでしょうか、それともこれにさらに人件費は上積みされるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、前段の施設の保守点検等の維持管理費については、これは町の負担において行うべきものとして実施させていただきます。次の144万円につきましては、これは人件費にとらわれず、保育所運営に必要な、係る経費の一部として補助をさせていただく内容でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 それで、今まで当然、片無去、若松の実績があるわけですよ。新たに、尾幌がここに加わるわけですがけれども、父母負担の関係で、私設保育所といえども父母負担は必要なわけでしょう。そうすると、その負担は今まで町立のへき地保育所として運営されていたときと、この私設保育所に移行することによる負担の状況はどのようなのか。大幅なアップになるのか、それとも町が補助することによって一定の負担で済むというようになるのか、すごく差異が出てくるのかどうなのか、ちょっとお知らせ願います。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

この3つの保育所運営につきましては、3ついずれも保育士、いわゆる職員になる方の処遇といたしますか、必ずしも統一されたものではなく、例えば1人150万円であったり、1人は140万円であったりという給料、これは地域とご本人の契約の中で行われるんですけども、これが一番大きな運営費なんです。そういったところを計算して、これまでの片無去と若松については、町のへき地保育所は1カ月1万1,590円ですけども、それを下回る保育所運営ができております。今般の尾幌保育所につきましては、19年度が初年度になります。それで、係る経費も、予算は当然立てますけれども、実際それでいくかどうか、まだわからない部分があるものですから、当初は1万2,000円でやってみたい

というようなことで、若干一月410円くらいご負担が増えるかもしれない。今現在、そういう検討をしているところでございます。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進めます。

125ページです。2目児童措置費、ありませんか。

3目ひとり親福祉費、ありませんか。

4目児童福祉施設費、次は135ページになりますが。

12番。

●谷口委員 保育所の一つ一つではないんですが、保育所の入所なんですが、これは児童福祉法で当然決まっていますから、それに沿った入所基準によって入所をされていると思うんですよ。それで今、先ほどもありましたけれども、子育て支援に対して非常に関心が高まっているときでもありますし、それに対応するといいますか、産前産後の休暇なんですよ。これについては、本来は保育所に入所できることが今はできますか、できませんか、私はできないように思っていたんですけども。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 基本的には、お受け入れできないということになります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 現在はどのようにしていますか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 現在、そのようなご相談を実は具体的にお聞きしたことないんです。というのは、産前産後考えられるのは、お生まれたお子さんは通常は出産された家族が見られると思います。ただ、そこに既に生まれている兄弟が例えばいたとしたときに、その第2子目以降の子供が生まれたときに、その保護者がその子供をしっかりと養育できるかといったときに、もしできないような状況、例えば出産されたお母さんが産前産後期間に例えば病気になったり、そういったことで育児ができないと、こういった場合については当然に保育というものを私どもは考えなければならないというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 産前産後の休暇ですけれども、安全なお産をしたり、あるいはお産が終わった後、通常の体に戻っていただく、そういう期間が産前産後の休暇だと思うんですよ。それで、出産はある意味、一定の予想、予定のもとに産前産後の休暇がとられていると思うんですけれども、それが早まる場合もあれば、遅くなる場合もある。あるいはお母さんの状態によっては、大変な状態の中で出産をしなければならないと、あるいは出産することによって、さまざまな問題も発生する場合がありますし、そういうことを考えたときに、やはり出産というのは本当に一大、今、非常に大事な位置づけをしておかないと、安心して出産を迎えることができないとか、あるいは産後の状態で体調を崩してしまうだとか、いろいろな問題を発生させないためにも、やはり町としても一定のことを考えておくべきだし、やっていくべきではないのかなというふうに思うんですよ。

そういう中で、法律にとらわれた対応をやっていくだけではなくて、少し広く考えを持って、この5万円、10万円も非常に大事ですけれども、お母さんたちが安心して出産に向かっていくことができるよということをやっていくことも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

例えば、1歳、2歳の子供がいると、そういう中で安心して、間もなく子供が生まれそうになった人がすべて対応できるかということになると、非常に大変な状況もあるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことを考えると、やはり保育所もきちんと受け入れるような体制をつくっておくことが必要だし、どうしてもだめな場合は、それではどうするのかということも考えなければならないと思っております。たまたま、おじいちゃん、おばあちゃんが元気で、そういうものに十分対応できるよというのであれば、それはそれでいいんですけれども、若い2人が安心して子育てができるような体制を町がとっておくということも非常に大事なことではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えしたいと思います。

私ども、今回の子育て支援対策に当たっては、まず喜びを持って子育てに当たれるように、少しでも妊娠、出産、子育てを全力で地域が支えていこうと、こういった町独自の環境づくりを推進したいという考え方を持っております。

今、お話した産前産後の問題、いろいろなパターンがあるとは思いますが、例えば生まれた子供については一般的にお母さんが見ると思うんですが、生まれた直後は当然親子のスキンシップを高める大切な期間でもありますし、ここの部分は考えなくていいのかなという、実は私は思います。

ただ、そのほかに兄弟がいる場合、その兄弟も生まれた子と一緒に養育するのは、なかなか短期間であっても大変であると。ここら辺の問題についてはどうなんでしょう、お母さんと子供がともに生まれた子供を祝福しながら、ともに暮らしていく期間でもありますから、それがそのご家庭にとっていいのかなのか。ただし、そのお母さんに余りにも負担になるような、本当に育児ができないような、そういったことでは当然保

育の実施を考えるべきだと思いますが、そこら辺個々の問題に対して検討してみたいなというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 だんだん、ともすれば、何かどこかの厚生労働大臣みたいな発言に近づいてくるように聞こえてきて、私ちょっと心配になってくるんですけども、若いお父さんやお母さんは、今やはり核家族なわけでしょう、以前とは違うわけ。以前は、必ずたくさん兄弟がいたり、家の中にもおじいさんやおばあさんがいる時代もあったり、そういう時代を経ることができたんですけども、今はある意味大半の家庭が核家族になってきているんですよ。そうすると、そういうことをきちんと対応しておかないと、さまざまな結果的には社会問題を起こしているわけでしょう。子供を育て切れなくて捨てて見たり、虐待を試みたり、だからこそ今、1人で親がいる時間というものもありますよね、ですからそういう時間には、それなりの対応をやはりきちんと支援してやらないとだめだと思うんですよ。夫婦2人で子育てをするということは、当然子供をつくるからには、そのくらいの覚悟をしながらやっていると思うんですよ。そうであれば、やはりきちんとした対応をしていかないと、結果的には「あのときああしておけばよかった」というようなことだけは絶対にしてはならないと思うんです、行政の側は。そういうことを私はやっていかないと、配慮しておかないと、結果的に厚岸町ではどうだったんだということにならないようなことをしていただきたいなというふうに思うんですよ。

つい最近も、子供を放置して御飯を食べさせないでどこかへ行ってしまった、そしてその結果、子供さんが亡くなったなんていう悲劇があるわけでしょう。ですから、そういうことがないようなサポート体制というか、そういうものはきちんとしておかないとだめではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

今の少子化の問題でございますけれども、今言ったように少子化あるいは晩婚化、核家族化、そういった問題が背景にあるわけでございますけれども、当の子供をお産みになるお母さんたちは、今、委員がおっしゃったように核家族の中で育ってきたお母さん、お父さんたちが多いということは事実かと思えます。ということは、核家族化であるがゆえに、自分自身が母親になる、あるいは父親になるというようなことを事前に学んできていない、そういった生活が続いているんだろうなど、そういった中で子供をお産みになると。そしてまた、お父さんは仕事が忙しくて夜が遅い、あるいは出張で二、三日も帰ってこない、すべてお母さんが初めて親になって、自分で全部を判断しなければならない、ここに子育て不安が募ってくることもあります。そういったところから、またさらにそれが深まり、児童虐待ということも、また起こり得ることでもあります。

そこで、町としては、今回の予算案には計上してございませんけれども、新たに預かり保育、これは実施形態はまだ未定でございますけれども、町内にいる、できれば資格

者、現在働いていない方々、こういった方たちにご協力をいただいて、一時的な保育ができないかどうか、今年度検討を進める予定でありますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 預かり保育というのは、例えばあれですか、町の保育所だったら今5時ぐらいまで見ていただけるんですか。そうすると、その時間以降、違うところで、どこかの家庭というか、そういうところで1人になるか2人になるかわかりませんが、そういう人たちを見ていただくということをやってもらえるようなところを探そうと、そういう理解でいいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、対象となるお子さんですけれども、保育所終わった後の児童も考えたいと思います。さらに、保育所や幼稚園に通っていない子供たちを持つ保護者、こういった方たちの利用も考えていきたいと思っております、実際にどこで保育するのかといったことに関しましては、その資格者の家か、例えばもしもっと身近な、自分のところへ来て見てもいいよという方があれば、そこの家に行く。つまり、利用者と双方の間で場所を決めて保育をすると、そういうような形で考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 いずれにしても、保育所が保育所としての機能を発揮していただく、あるいはそういう子供さんたちの安全・安心をきちんと確保するということが大事だと思うんです。民間の力も時には借りなければならないと思うんですけれども、やはり保育所がきちんと機能しなければ、結果的にはそういう部分にも波及していかないと思うんです。

ですから、厚岸はこんなにサポートシステムがありますよと、その中でどれを選びますかくらいになっていかないと、やはりだめだと思うんです。そういう点で、もう一度答弁をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

今の保育所に関しては、厚岸の場合ですけれども、子育て支援センターというものを実は厚岸保育所内に併設しているところでございます。これは、今議論になっている問題とは別なものになるわけですけれども、今後の検討において保育所を利用した形態というふうに考えた場合に、現在行われているのは早朝保育と居残り保育の時間をもっと広げるタイプですね、こういったことは構造的には可能なことでありますが、単発にお

受け入れするというような、そういったことは少し検討しなければできかどうか分からないと思いますけれども、いずれにいたしましても今回の19年度で検討する中で、保育所についての可能性について少し勉強させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
明日は、4日児童福祉施設費から始めようと思います。
本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時11分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月14日

平成19年度各会計予算審査特別委員会

委員長